

震災対策編

第1章 被害想定等

第1節 地震災害の想定

地震災害の想定については、鳥取県が学識経験者等で構成される「鳥取県地震防災調査研究委員会」の指導のもと取りまとめ、平成30年12月に公表した鳥取県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、本市に大きな影響を与える可能性のある断層等の地震の中から、鳥取県等と協議のうえ、本市が防災対策を進めるうえで、最も適切と考えられる鳥取県西部地震断層の地震により想定する。

なお、鳥取県地震・津波被害想定調査報告書において、本市に大きな影響を与える可能性のある断層等の地震としては、ほかに宍道（鹿島）断層（39km）と宍道（鹿島）断層（22km）があるが、宍道（鹿島）断層（39km）については、原子力規制委員会が島根原子力発電所の安全性を最大限に確保するために用いられた知見であり、政府の地震調査研究推進本部においては、宍道（鹿島）断層の断層面の長さは、「地表で確認される断層長さと同じ約21kmもしくはそれ以上と推定されます。」とされており、行政が行う一般防災対策としては、宍道（鹿島）断層（22km）の方が適切であると考えられる。

そこで、宍道（鹿島）断層（22km）と鳥取県西部地震断層を比較した場合、鳥取県西部地震断層による地震の被害のほうが本市に大きな影響を与えるため、鳥取県西部地震断層の地震により想定した。

第2節 鳥取県西部断層の地震による被害想定等

1 地震等の想定

区 分	内 容	
震源（断層）	鳥取県西部地域（鳥取県西部断層）	
規 模	マグニチュード7.3	
地震発生 時 間 帯	冬深夜	多くの人が自宅で就寝中
	夏昼12時	日中の社会活動が盛んな時間帯で多くの人が自宅外にい。
	冬夕18時	地震による出火危険性が高い時間帯

2 被害想定

（※：数人）

想 定 項 目			被害想定	
			境港市	鳥取県全体
人的被害 （人）	冬 深夜	死者数	※	約90
		負傷者数	約60	約810
	夏昼 12時	死者数	※	約30
		負傷者数	約20	約450
	冬夕 18時	死者数	※	約200
		負傷者数	約40	約710
建物被害 （棟）	全壊数		約20	約980
	半壊数		約290	約3,800

	一部損壊		約5,000	約27,000
火災 (棟)	冬 18時	焼失数	0	約4,400
避難者数 (人)	冬 18時	被災1日後	避難所 約1,700 避難所外 約1,100	避難所 約17,000 避難所外 約11,000
		被災1週間後	避難所 約1,900 避難所外 約1,900	避難所 約17,000 避難所外 約1,700
		被災1ヶ月後	避難所 約930 避難所外 約2,200	避難所 約9,200 避難所外 約21,000
ライフライン 機能支障 (%)	断水率	発災直後	100	38
		1日後	95	33
		1週間後	11	6
	LPガス		2.1	1.1
	電力		0	2.6
	下水道		18.9	5.6

※1 被害想定の数値はある程度幅をもって見る必要がある。

2 概ね2桁の有効数字となるよう四捨五入を行っており、合計が一致しない場合がある。

3 震度分布の特徴

南部町の広い地域で震度6強が分布し、米子市、日野町、伯耆町、江府町にも震度6強が分布する。南部町、米子市の一部で震度7となる地域が点在する。

境港市には、震度6弱が分布し、一部震度6強となる地域が発生する。

4 被害状況等

(1) 全般

県西部の被害が大きく、米子市では建物被害による死傷者、火災延焼による被害が際立つ。また、県西部南域では緊急輸送道路が随所で被害を受け、道路ネットワークが機能しなくなる。一方、県東部・中部地域の被害は比較的軽微で、主に国道9号を經由した早期の応援派遣が可能である。

県西部に配置されている自衛隊（米子駐屯地：陸上自衛隊第8普通科連隊、美保基地：航空自衛隊第3輸送航空隊）は発災直後に活動開始する。

(2) 市の状況

市は平成12年の西部地震で震度6強を観測し、負傷者86名、全壊家屋71棟、半壊家屋287棟、一部損壊家屋1,228棟の被害が発生している。

耐震化工事により建物被害の減少が考えられるものの、同クラスの地震が再発した場合の被害防止施策については継続して行っていく必要がある。

食料供給は域内の連携により充足するが、給水は米子市の上水道被害の状況によっては、断水等が継続し他地域からの給水応援が必要となる。

市内の重症者については対応できるものの、重篤者については後方医療機関への転送も考慮する必要がある。

地震発生後、3日後くらいからボランティアを含めて応援者が増え、全国からの救援物資も増えてくる。

第3節 災害危険区域

1 津波危険区域（海岸地域）

鳥取県西部断層地震では津波発生の危険は無いが、鳥取県地震防災調査研究委員会（平成30年3月）により示された想定では、F55断層では最大2.4m、佐渡北方沖断層による地震では最大3.7mの津波が押し寄せ、昭和町を中心とした美保湾沿岸部や境水道沿岸部、中海沿岸部が広範囲にわたって浸水することとされている。

境港市は、佐渡北方沖断層で地震が発生した場合に、津波による被害が最大になると想定される。以下にその津波浸水想定区域図を示す。

なお、津波災害対策については、津波災害対策編に記載する。

【佐渡北方沖断層で地震が発生した場合の津波浸水想定区域図】



2 液状化危険区域

平成12年の鳥取県西部地震で被害のあった境漁港及び市場施設、港湾施設、中海干拓地、竹内団地、昭和町工業団地、境港西工業団地などがあげられる。

第2章 地震災害に強いまちづくりの推進

第1節 目的

この計画は、地震災害に強いまちづくりを推進し、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 総合的な対策の推進

1 計画的な市街地の形成（都市計画法第3条）

市は、災害危険を軽減する都市空間を形成するため、市街地の災害特性を踏まえ土地地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備施策を総合的に展開する。

2 準防火地域の指定

地震による火災の危険性を低減するため、市街化区域において準防火地域を定め、一定の基準を基に建築物等の不燃化を図る。

3 街路網の整備

市は、緊急輸送道路等を整備するとともに、交通の円滑化と併せて、避難路の確保、延焼防止に配慮した街路網の整備や消防活動困難地域の道路整備等を行うことにより、災害防止対策や円滑避難対策を推進する。

4 公園・緑地等の防災利用及び整備

(1) 市は、火災延焼防止の機能を有するオープンスペースの確保及び大規模な地震等に伴い発生する災害から住民の生命、財産を守る避難地とするため、計画的に公園及び防災緑地等の整備を促進する。

(2) 市は、都市公園を指定緊急避難場所として定める。

5 貯水施設等の整備

(1) 市は、地震時の火災拡大防止のため、消防水利等を整備する。

(2) 市は、耐震性貯水槽等の貯水施設を適正に配置するとともに、河川の整備に当たっては、河川水が消火に利用できるよう配慮する。

(3) 市は、小型動力ポンプの設置及び化学消火薬剤の備蓄等を進め、消火体制の確立に努める。

6 不燃性及び耐震耐火性建築物の建築促進対策

(1) 市は、新築、増改築等建築物について、建築基準法に基づき防火促進の指導を行う。

(2) 市は、既存建築物については、次の制度により、西部消防局と連携して防火促進の指導を行う。

ア 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度

イ 西部消防局が実施する防火対象物定期点検報告制度

ウ 自主点検報告制度

7 地震防災緊急事業五箇年計画等の推進

市は、地震防災緊急事業五箇年計画（地震防災対策特別措置法）及び鳥取県震災対策アクションプランに基づく地震防災対策の推進に努める。

第3章 耐震化の推進

第1節 目的

この計画は、地震に対する建築物や公共施設等の耐震性を高めることにより、地震発生時の被害の発生を防止することを目的とする。

第2節 建築物の耐震化

1 耐震化の促進

(1) 市耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進

市は、市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修を計画的に促進する。

(2) 市は、管理する建物の建築年代や形状、構造種類等を考慮し、耐震診断を実施し、その安全性を評価する。耐震診断の結果、地震に対する安全性を満たさないことが判明した場合、耐震改修又は建替えを行う。

(3) 市は、住民等の耐震診断の実施を支援するよう努める。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 耐震化の重要性に係る啓発

市は、耐震化の推進に当たり、建築年代による耐震性や最大震度予測結果等を活用し、住民に耐震化の重要性について啓発する。

(2) 擁壁・ブロック塀の耐震化の促進

市は、住民への普及啓発等により、擁壁・ブロック塀の耐震化の取り組みを促進する。特に通学路及び避難経路沿いについて重点的に取り組む。

(3) 耐震化に係る補助

市は、一定の基準を満たす住宅・建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修に要する費用を助成し、耐震化の促進を図る。また、擁壁・ブロック塀については、危険性が確認されたものについて、撤去及び改修に要する費用を助成する。

※ 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業：一定の基準を満たす住宅・建築物の耐震診断、改修設計及び耐震改修にかかる費用の一部を国・県・市町村で補助する。

3 公共施設（建物）の耐震化

市は、市耐震改修促進計画に基づき公共施設（建物）の耐震診断、耐震化に計画的に取り組む。また、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、市庁舎、公民館及び小・中学校舎のうち、耐震化が必要な施設の耐震改修はすべて完了している。

第3節 その他の公共施設の耐震化

(1) 道路施設

道路管理者は、地震時においてその機能を発揮できるよう、輸送ルートをはじめ、総合病院、広域避難場所への避難路等緊急輸送幹線道路ネットワーク計画を策定し、

道路の整備強化を図る。

(2) 樋門等

市は、樋門等の施設について、地震（津波）に対してその機能が保持できるよう、出雲河川事務所及び境港管理組合等と調整し計画的に点検を実施する。

(3) 下水道

市は、震災による下水道施設の被害を最小限に止め、下水の排水・処理機能を保持するため、施設の耐震性の強化に努めるとともに、被害発生時における応急復旧措置を円滑に行うため、次の事項について体制の確立を推進する。

- ア 施設の耐震性の強化
- イ 下水道施設の保守点検
- ウ 下水道台帳等の整備
- エ 非常配備体制等の整備
- オ 非常時協力体制の整備
- カ 復旧資機材等の確保
- キ 技術職員の養成

第4節 その他の耐震化対策

市は、次のような耐震化対策に取り組む。なお、対策推進にあたっては、最大震度予測結果等を活用し、それぞれの想定震度で重点的に取り組むべき内容を充分検討し、緊急度の高いものから順次取り組む。

(1) 家具等の転倒防止対策

市は、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、家具等の転倒防止の推進を図るとともに、庁舎内の書棚やOA機器などの転倒防止対策を実施する。

特に防災対策拠点施設については、発災時の混乱を防止するためにも、積極的に取り組む。

(2) 自動販売機の転倒防止対策

自動販売機取扱団体は、適正な基準に基づき自動販売機を設置し、適正な維持管理を行うことで、地震時等における転倒防止対策を行う。また、市等は避難経路における現状を調査し、業界団体へ必要な働きかけを行う。

(3) 窓ガラス落下防止対策

市は、窓ガラス落下により通行人等に被害を与えるおそれのある建物の把握に努め、建物所有者などに必要な改善措置を働きかける。また、地震による窓ガラス落下の危険性について、ホームページ等を活用して啓発する。

(4) 大規模空間を持つ建築物の天井等非構造部材の崩落対策

大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、天井等の非構造部材の崩落対策を実施する。

市は、県等と連携を図りながら、現状調査を行うなど大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材の崩落対策を推進する。

(5) エレベーター内の閉じ込め防止対策

エレベーターが設置された建物の管理者は、地震発生時に閉じ込め事故が生じない

よう主に次の事項について配慮する。なお、所要の基準が示された場合は、早急に改善を図る。

- ア エレベーターの耐震安全性の確保
- イ 「地震時管制運転装置」の確実な作動
- ウ 早期救出・復旧体制の整備等
- エ 適時適切な情報提供・情報共有

第5節 地盤災害防止対策

地震に伴う地盤の液状化による被害を未然に防止するため、地盤対策として次に掲げる事項の実施に努める。

- (1) 地盤状況の把握
- (2) 液状化に関する基礎知識等の住民への広報
- (3) 地盤改良の実施又は建物基礎補強等の指導及び実施

第4章 地震に関する情報収集

第1節 目的

市は、観測装置及びその他の機器等から震度情報を収集し、地震発生直後の被害規模の見積もり等に活用するとともに、関係機関と情報を共有し迅速な初動対応に資する。

第2節 震度情報の収集体制

1 鳥取県震度情報ネットワーク

市は、鳥取県震度情報ネットワークにより、市庁舎で震度情報を入手する。

2 緊急地震速報

市は、緊急地震速報受信し、瞬時に伝達できる体制の維持に努める。

3 気象庁からの情報

市は気象庁から地震情報及び津波情報を受信（FAX）する。また、必要に応じ、鳥取気象台から電話により地震情報の聞き取りを行う。特に、大地震後には、今後の地震活動の見通し、防災上の留意事項等について確認する。

4 その他の収集手段

市は、地震に関する情報を報道、インターネット等を活用し収集する。

第3節 震度情報の伝達

市は、地震情報を入手した場合、緊急地震速報を市内一斉に自動放送するとともに、市ホームページ、メール等により住民に伝達する。

第5章 地震災害に関する調査研究

第1節 調査研究

地震による被害は多種多様であり、近年の都市化傾向や中高層建築物及び危険物施設の増加、電気、ガス、水道等の高密度化、生活習慣の変化は、地震被害を甚大かつ複雑広域化する傾向にある。

したがって、これら各種の被害とその対策を科学的に調査・研究することは、地震対策の基礎をなすものである。今後、市は、県及び防災関係機関と協力して次の事項について各種の調査・研究を実施し、地震対策の基礎資料を整備する。

- (1) 地盤の構造、液状化及び活断層の状況
- (2) 地震活動の状況
- (3) 津波の遡上
- (4) 消防水利等の状況
- (5) 危険物等大量可燃物貯蔵施設の状況
- (6) 電気、ガス等の設置等の状況
- (7) その他必要な事項

津波災害対策編

第1章 計画的な津波対策の推進

第1節 計画の目的

この計画は、市、県、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から住民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、境港市地域防災計画の「津波災害対策編」として定めるものであり、本編に定めのない事項については、境港市地域防災計画（災害予防編（共通）及び災害応急対策編（共通））に拠る。

第3節 基本方針

県は、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告書（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策の検討を行った。

それにより「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が、平成23年12月27日に施行され、検討委員会は、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、今回検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととしてきた。

その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」（以下「研究委員会」という。）を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施し、平成30年3月にその結果を公表した。

市は、研究委員会の検討結果を踏まえて、県、関係機関、住民等と協力して、津波対策を計画的に推進することとする。

<研究委員会 津波想定部会の検討結果及び公表内容>

- | | |
|---|---|
| 1 | 津波想定部会で検討を行った下記5モデルに基づく津波浸水予測図を設定し公表した。
今後は、避難対策等のソフト対策に取り組む。 |
| ① | 日本海東縁部 F17 (Mw7.78)、F24 (Mw7.86)、F28 (Mw7.67) (国公表モデル)
佐渡島北方沖断層 (Mw8.16) (県独自モデル) |
| ② | 鳥取沖 F55 (Mw7.48) (国公表モデル) |
| 2 | 想定した5つの断層ごとにシミュレーションを実施し、津波浸水予測図の結果を重ね合わせた「想定最大の津波浸水予測図」をもとに避難対策を行うことを基本とする。
ただし、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近傍地震の特性を十分考慮する必要がある。 |
| 3 | 今後予定されている市町村の避難対策等の事業を進めるにあたっては、必要に応じて県等からの技術的支援のみならず、学識経験者等のアドバイス等を受けながら行うことが望ましい。 |

- 4 今回公表した津波浸水予測図等を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に使用することができる。
- 5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、津波浸水想定区域等の見直しを適宜検討する。

第4節 被害想定

県は、研究委員会で検討した津波波源の断層モデルに基づく被害想定等を「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」及び津波浸水想定区域図として取りまとめ、関係機関等に報告書を配布するとともに、県のホームページで公表している。

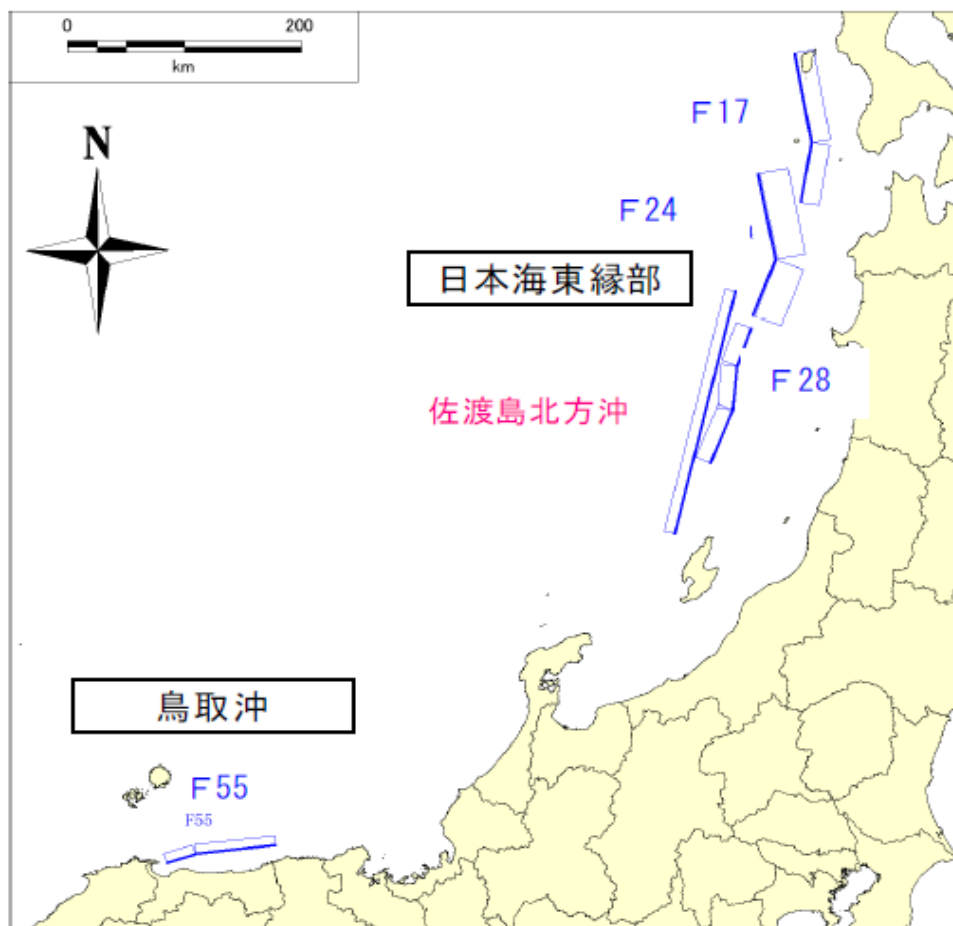
なお、今回の被害想定は、一定の条件等を設定した上でシミュレーションを行った結果であり、自然現象は、大きな不確定要素を伴うことから、被害想定には一定の限界があること、とりわけ津波災害は、波源域の場所や地形条件等により、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じる地域差の大きな災害であることに留意する。

1 想定した津波波源の断層モデルパラメーター

鳥取県地域防災計画 津波災害対策編 第1部 災害予防計画「第1章 計画的な津波対策の推進」第2節（1）を参照

2 断層位置

境港市に津波被害をもたらす海底断層は下図のとおり。



3 震源別本市の浸水面積、最大波高等

震源	海面変 30cm (分)	最大波到達 (分)	最大波高 (m)	浸水面積 (h a)
佐渡島北方沖	1 1 2	1 8 3	3. 7	3 9 8
F 1 7	1 4 0	1 9 4	1. 5	2 9. 1
F 2 4	1 3 2	1 4 8	1. 8	3 5. 6
F 2 8	1 2 4	1 8 8	1. 9	4 3. 4
F 5 5	2 1	4 3	2. 4	2 4 6. 5

4 被害想定

研究委員会の被害想定部会では、F 5 5断層及び佐渡島北方沖断層による津波について被害想定を行っている。境港市の建物被害及び人的被害を下表に示す。その他の被害予測項目については「鳥取県地震津波・被害想定検討業務報告書（平成30年3月）」参照

区 分		建物被害（戸）		人的被害（人）	
		全壊	半壊	死者	負傷者
佐渡島北方沖		約30	約960	約60	約300
F 5 5	大すべり右	数棟	約160	約10	約50
	大すべり左	数棟	約390	約50	約220
	大すべり中央	数棟	約230	約30	約110

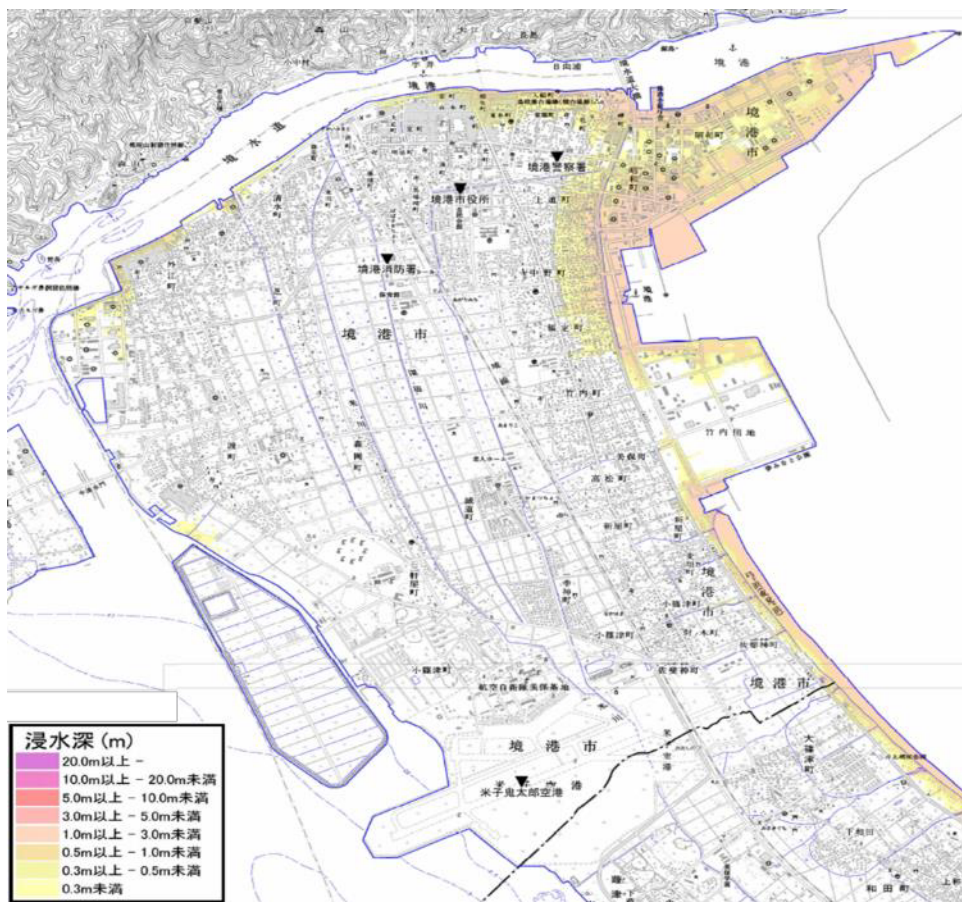
※ 建物総数21,700棟、滞留人口34,000人として想定し、被害が最大となる季節・時間帯について抜粋

5 市の最大の浸水想定区域図

各断層モデルの浸水想定区域の最大の浸水深を示すメッシュごとに重ね合わせ、初期潮位を朔望平均満潮位（T.P. +0.6m）とした最大の津波浸水想定区域を設定し、県の津波浸水予測図として公表した。

市は、この津波浸水想定区域図に基づき、避難対策等を行うこととするが、実際に津波が発生する場合は、この想定より広い範囲が浸水したり、浸水深が深くなる場合があることに十分留意することが必要である。

市の津波浸水想定区域図は、下図のとおり。



6 過去の津波到達状況

地震により発生した津波の境港市への到達状況は下表のとおり。なお、これらの津波による被害は発生していない。

発生年月日 時刻	震央地名 (地震名称)	マグニチュード [*] 震源の深さ	第1波発現時刻 高さ	最大到達時刻 最大高さ
昭和58年5月26日 11時59分	秋田県沖 (日本海中部地震)	M7.7 14km	14時10分 6cm	17時29分 42cm
昭和58年6月21日	青森県西方沖	M7.1 6km	18時29分 6cm	21時10分 7cm
平成5年7月12日 22時17分	北海道南西沖 (北海道南西沖地震)	M7.8 35km	13日0時48分 9cm	13日2時14分 37cm
平成22年2月27日	チリ中部沿岸	M8.5 23km		1日8時52分 15cm
平成23年3月11日 14時46分	三陸沖 (東北地方太平洋沖地震)	M9 24km		12日5時5分 26cm

第1章 津波災害の予防

第1節 津波に対する備え

1 海岸保全施設整備事業、港湾及び漁港の改修事業等

県は、海岸保全区域について、津波等による被害を防止するため、人工リーフ（潜堤）、離岸堤、突堤、護岸（堤防）、消波堤並びに緩傾斜護岸等の工事を行う。

また、港湾及び漁港管理者は、津波等による被害を軽減できる主な港湾及び漁港施設である外郭施設の防波堤、護岸等の整備を推進する。

2 津波の観測・予報体制の整備

気象庁が実施する津波の観測・予報体制の整備の概要は、以下のとおり。

気象庁は、今後、引き続き、これらの観測・予報体制の整備及び大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）の伝達の迅速化に努める。

- (1) 気象庁の行う業務は、主として各地の震度、地震発生時の震源・規模の決定、津波の発生の有無・規模の判定・来襲地域及び到達時間の予想を目的としている。
- (2) 地震が発生した場合には、気象庁本庁または大阪管区气象台においてその震源諸要素が決定されるとともに、津波発生の有無の判定がなされる。
- (3) 津波の高さは、検潮装置等のある観測施設によって観測される。観測施設がない場所については建物に残された痕跡調査等によって推定できる場合がある。
- (4) 気象庁の津波観測施設は境検潮所にあり、検潮儀及び津波観測計が設置され、テレメータ方式により気象庁本庁及び大阪管区气象台で常時監視している。
- (5) 津波警報等の発表基準等

ア 津波警報等の種類等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合にとるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで3mを超 える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水す るおそれがあるため、沿 岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避 難する。 警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波 警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1mを超 え、3m以下の 場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波 注意報	予想される津波 の高さが高いと ころで0.2m 以上、1m 以下の場合であ って、 津波による災害 のおそれがある 場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	表記なし	陸域では避難の必要はな い。海の中にい る人はただちに海から上 がって、海岸か ら離れる。 海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。 注意報が解除されるまで 海に入ったり海岸に近付 いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(6) 津波情報

ア 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

＜津波情報の種類と発表内容＞

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表（発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照）
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）・ 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

＜最大波の観測値の発表内容＞

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

最大波の観測値及び推定値の発表内容
(沿岸から 100 km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ >3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ >1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点 (推定値を発表しない観測点) での最大波の観測値の発表基準

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点 (沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点) において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化 (第1波の到達) が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(7) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報の発表基準と発表内容＞

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第2節 津波危険地域の把握、周知

1 津波危険地域の把握

市は、県が作成した津波浸水想定区域図等を参考に、津波が浸水する危険性の高い地域の建物数、人口（昼間、夜間）等の把握を行う。その際、避難が困難な地域の把握もあわせて行う。

2 津波ハザードマップ等の作成

市は、県の津波浸水想定区域図に基づき津波ハザードマップの見直しを行い、浸水想定区域及び浸水深、到達時間、情報伝達手段、避難施設等を記載した津波ハザードマップを平成31年3月に作成し、同月に全戸配布を実施した。また、標高看板を浸水想定区域内外に設置した避難場所案内看板の指定緊急避難場所（津波）の修正や標高を記載し、市内各地域の住民等に対して周知を図る。

今後、県から新たな津波浸水想定の変更等があった場合は、津波ハザードマップ当の修正を検討する等、必要な措置を講ずる。なお、作成にあたっては、住民の避難に有効に活用されるよう内容の検討を十分に行う。

第3節 津波避難体制の整備

1 津波避難計画の作成

(1) 市は、津波ハザードマップを基に、地区の自主防災組織等と連携しながら、具体的かつ実践的な避難計画を作成し周知徹底を図る。

なお、津波避難計画の作成にあたっては、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」（平成25年3月）の内容に留意する。

また、市は、自主防災組織等と連携し、津波ハザードマップを基に、避難誘導に有効な地区のより詳細な情報等を記載した防災マップの作成に努める。

- (2) 津波被害の可能性のある地域に立地する学校、病院、福祉関係施設、その他多数の者を収容する施設の管理者（市庁舎を含む）は、それぞれの施設の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知する。

2 避難指示等の発出基準の設定及び周知

- (1) 市は、鳥取県に津波警報等が発表された場合に、発出すべき避難指示等の基準を定めるとともに、対象地域をあらかじめ定めておく。

- (2) 市は、避難指示等の対象地域の住民に対し以下の事項を周知・徹底する。

- ア 避難指示等の基準及び津波避難ビル等
- イ 弱い地震であっても津波が到達する可能性があること
- ウ 長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、沿岸付近に近づかないこと
- エ 安全な場所（高台、堅牢な建物等）に早急に避難すること
- オ 津波は繰り返し到達すること
- カ 津波警報等が解除されるまでは避難を続けること

- (3) 市の津波発生時又は津波情報入手時の「避難勧告等の発出基準」は下表のとおり。

勧告等の区分	情報の区分		対象者・対象地域	情報伝達方法	
避難準備情報・高齢者等避難開始				防災行政無線・市広報車、消防団車両による広報、緊急速報メール等	
避難勧告					
避難指示（緊急）	①	津波注意報	【発表される津波の高さ】 数値：1m 定性的表現：表記しない		境水道、中海、美保湾（弓ヶ浜）の沿岸
		津波警報	【発表される津波の高さ】 数値：3m 定性的表現：高い		市内全域
		大津波警報	【発表される津波の高さ】 数値：10m超、10m、5m 定性的表現：巨大	市内全域	
	②	停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くても1分程度以上の長い揺れを感じた場合		市内全域	
備考	※ ①②全ての判断基準を採用することが必須ではなく、実情等に応じて取捨選択する必要がある。				

※ どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発出する。

※ 遠地地震の場合の避難勧告等について

気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予測時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表される場合がある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、「避難準備情報」「避難勧告」の発令を検討する。

3 津波情報の伝達体制の整備

市は、住民はもとより、観光客、海水浴客、ドライバー等、様々な環境下にある住民等に対して、津波警報や避難情報等を迅速、確実に伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、緊急速報メール、あんしんトリピーメール、広報車等といったあらゆる手段を活用した伝達体制を整備する。

伝達手段については、視聴覚障がい者や外国人等の様々な態様にある要配慮者に確実に伝達されるよう配慮する。

また、海岸や港湾管理者、水産事業者、観光協会等の関係機関と情報共有を行い、円滑な情報伝達体制を整備する。

4 情報収集・連絡体制の整備

市は、津波による被害が市の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、県、他市町村及び防災関係機関等との連絡が、相互に迅速・確実に行えるよう、県と連携して、情報伝達ルート多重化や情報収集・連絡体制の整備に努める。

5 避難所の指定、整備

- (1) 市は、津波災害に備え、地域の人口、地形、耐震性等の災害に対する安全性等を考慮し、できるだけ津波による浸水の危険性が低く、避難後も孤立しない場所にある公民館、学校等の公共施設等をあらかじめ指定 避難所として指定するとともに、必要に応じて補修・補強等行う。
- (2) 市は、指定した避難所をホームページ、ハザードマップ等により住民に周知するとともに、避難所案内板、表示板の設置等安全に誘導できる施設等の整備に努める。
- (3) 市は、指定避難所の非常用電源及び情報収集・伝達手段を確保するとともに、指定避難所又は近傍で食糧・水・常備薬・毛布等の備蓄に努める。
- (4) 県は、市が指定避難所として県有施設等を指定する場合には積極的に協力し、当該施設管理者は避難所開設の際に、資機材の搬入・配備等で市に協力する。

6 指定緊急避難場所（津波）の指定等

市は、津波から避避する住民及び観光客等に対し、緊急的・一時的な避難施設として指定緊急避難場所（津波）として指定し、ホームページ、津波ハザードマップ等により周知するとともに、住民等が安全・迅速に避難できるよう案内板等の整備に努める。

なお、指定緊急避難場所（津波）の指定に当たっては、「鳥取県津波避難ビル指定ガイドライン」（平成25年1月県生活環境部作成）等を参考に、構造的要件や位置的条件を十分勘案し、適切な構造物等を選定する。

また必要に応じて、指定緊急避難場所（津波）から指定避難所への2次避難の誘導方法等をあらかじめ定めておく。

7 避難路の周知及び点検等

- (1) 市は、住民が徒歩で安全・確実に避難できるよう避難路等について、津波避難訓練や住民説明会、防災教育等の機会を活用して住民へ周知する。その際、以下の事項に留意する。
- ア 地震によるブロック塀の倒壊や液状化等で避難路が使用できないことを想定し、できるだけ複数の避難路を選定すること
 - イ 被災状況によって想定していた避難路が通行不能となることが起こり得るため、時には臨機応変の対応が求められること
 - ウ 緊急時に備え、最寄りの津波避難ビルや避難所及び避難経路（経路上の危険箇所の確認を含む。）を確認しておくこと
- (2) 市は、避難経路における安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫、改善、改修に努める。

8 避難方法・避難誘導

- (1) 地震・津波発生時には、家屋やブロック塀の倒壊、液状化等による道路の損傷、渋滞・交通事故等の発生が予想されることから、津波発生時の避難は徒歩を原則とする。ただし、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車で避難せざるを得ない場合は、警察等の関係機関と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておく。
- 市は警察等の関係機関等と調整を図りながら、自動車で安全・迅速に避難できる方策を検討しておくこととする。
- (2) 市は、職員、警察官、消防団員等、避難誘導を行う関係者の安全を確保するため、津波到達時間内の防災体制や避難誘導に係る行動ルール等を策定する。

＜避難に使える時間の違いによる避難方法＞

避難時間	避難方法
① 避難に時間がある場合 ・想定：佐渡島北方沖断層の波源 ・第1波の到達時間：112分 ・最大波の到達時間：183分 ・地震動：小さい ・浸水予測範囲：②より広い	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や地域の人々に声をかけながら、余裕を持って避難を開始する。 ・近くにある浸水予測範囲内の避難ビル等ではなく、浸水予測範囲外にある避難所に避難する。 ・「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、時間的余裕はあるものに早めに避難する。 ・ラジオ等を携帯し、絶えず津波に関する最新の情報を確認する。

<p>② 避難に時間がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定：鳥取沖F5.5断層の波源 ・第1波の到達時間：21分 ・最大波の到達時間：43分 ・地震動：大きい ・浸水予測範囲：①より狭い 	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波てんでんこ」の教訓に基づき、自分の身は自分で守ることを優先して、各自が率先して近くの指定緊急避難場所（津波）に避難を行う。 ・避難を要する地域では、震度がおおきく被害が発生している可能性がある。建物・ブロック塀等の倒壊、道路閉塞により、実質的に避難に使える時間がさらに減少することを考慮して、避難路・避難手段を選択する。 ・徒歩で避難することを原則とするが、「やむを得ず自動車により避難せざるを得ない」避難者、避難行動要支援者及びその支援者は、車で避難する（ただし、車による避難方法について事前に十分検討しておく必要がある）。
---	---

9 津波避難訓練の実施

市、県及び防災関係機関は、住民、自主防災組織、避難施設の施設管理者等と連携し、津波発生を想定した訓練の実施に努める。なお、夜間等の様々な条件に配慮した上で、訓練目的、被害想定等を具体的に設定し、訓練効果が得られるよう実践的な訓練を計画するとともに、訓練成果を地域防災計画や避難計画等の見直しに反映させる。

10 避難行動要支援者への対応

市は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等（要配慮者）のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取るのに支援を要する人々（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、支え愛マップづくり等による避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者支援プラン（個別支援計画）の策定等を推進する。

11 帰宅困難者への対応

市及び県は、津波被害のため帰宅が困難になったり、移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止するため、帰宅困難者を支援するための方策を推進する。

12 観光客・一時滞在者への対応

市は、商用、観光、海水浴等の目的で一時的に滞在する者を適切に避難誘導するため、海岸や港湾管理者、観光協会等の関係機関の協力を得ながら、難所案内板の掲示等避難対策を推進する。

13 水門等の閉鎖体制整備

主要な水門等の管理者は、津波発生時の情報伝達体制や津波到達時間内に水門閉鎖を行う操作員が行う作業のルール等を策定し、操作員の安全を確保する。また、遠隔閉鎖体制の整備をあわせて行う。

第4節 住民の責務

1 日頃の備え

(1) 地震・津波災害の基礎知識を身に付ける。

ア 本市の自然条件等について正しく理解し、地震・津波災害等の発生の危険性などの基礎知識を習得する。

イ 気象等の緊急地震速報、津波警報等の発表時に適切な行動が取れるよう、発表内容の意味を理解する。

(2) 家族でする防災

ア 津波防災ハザードマップ等を活用し、浸水想定区域及び周辺の指定緊急避難場所（津波）を把握しておく。

イ 避難方法、安全な避難路、連絡方法などを確認しておく。

2 災害が起こったとき

(1) 大きな地震が発生したときは、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で正しい情報を入手するよう努める。

(2) 津波警報等が発表されたときは、即座に指定緊急避難場所（津波）等に避難する。

(3) 避難所運営に積極的に参加するなど、適切な行動に努める。

第5節 津波に関する知識の普及啓発

1 防災思想の普及啓発

市は、自らの身の安全は自らが守るのが防災・減災の基本であることを踏まえ、県と連携して、津波災害に限らず災害時の「自助・共助」の重要性について、防災訓練、防災講習会等の機会や、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等での情報発信等、あらゆる機会を通じて普及啓発を図る。

<普及啓発の内容（一例）>

- 住民は平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動すること
- 災害時には、近隣の負傷者や高齢者、身障者等の要配慮者を助けること
- 避難所では自ら活動すること
- 国や地方公共団体が行っている防災活動に協力すること 等

2 職員に対する研修

市及び防災関係機関等は、災害時における適切な判断力等を養成し、津波発生時の円滑な災害応急対策を実施するため、定期的に防災訓練、防災講演会・講習会等を開催し、職員に対して必要な知識の習得や防災対応能力の向上を図るよう努める。

3 住民に対する普及啓発

(1) 市は、津波ハザードマップ等により、津波の浸水が予測される地域を住民に広く周知する。

(2) 市は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、防災週間や津波防災の日（11月5日）等の防災関連行事等を通じて、広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等を活用して、津波シミュレーシ

ョン結果等を示した上で、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味や津波に対する注意事項（下記注意事項を参照）等の情報を発信し、地震・津波発生時において、住民が的確に行動できるよう正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。

＜津波に対する注意事項＞

（1）一般市民に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで津波避難ビル等の安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線放送などを通じて入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで避難行動を継続する。

※ 津波の到達予想時刻を経過した場合であっても、沿岸部や津波が遡上するおそれのある河川には決して近づかず、引き続き安全な場所での避難行動を継続する。

カ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

（2）船舶に対する内容

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い海域）退避する。

イ 航行船舶がラジオ、テレビ、無線情報などで地震・津波情報を入手した場合は、水深の深い海域に避難する。

ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送などを通じて入手する。

エ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外退避する。

オ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

カ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで避難行動を継続する。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合には、直ちに安全な場所に避難する。

キ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること。

4 事業所等に対する普及啓発

市は、災害時において事業者が適切な行動をとれるよう、事業者に対して広報誌、パンフレット配布、テレビ・ラジオ・新聞等を活用した情報発信や防災講演会の開催等により、津波災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図る。また、

災害時の事業者の果たす役割は重要であることから、事業者は、災害時に重要事業を継続するための事業継続計画（BCP）を、県や関係機関等と連携し計画的に策定する。

5 学校における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて、学識経験者等による講義や防災に関する手引等を活用して、津波災害等の基礎知識や地震・津波発生時の適切な行動等について、児童生徒等に教育を行う。なお、教育を実施する際は、児童生徒の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた内容に配慮する。

また、地域の自主防災組織等が実施する避難訓練等へ参加し、地域と一体となった取り組みに努める。

(2) 教職員に対する教育

学校は、津波等の災害発生時に教職員が適切に行動するため、防災教材等を活用して、教職員が災害時にとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当や災害時に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

6 災害情報の提供、災害教訓の伝承

市及び県は、津波災害情報を記録しホームページ等で公開する。また、過去に発生した大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくため、津波災害に関する調査分析や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう努める。

第2章 津波防災地域づくりに関する法律への対応

1 対応方針

市及び県は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が、平成23年12月27日に施行されたことを受け、将来起こりうる津波災害を防止・軽減するため、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を総合的に推進する。

2 基本理念

津波防災地域づくりにおいては、最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとかしても人命を守る」という考え方で、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設等も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、都道府県及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点を含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進することを基本理念とする。

3 津波浸水想定の設定

県は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、津波浸水想定（津波により浸水する恐れのある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

4 推進計画の策定

市は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）の作成を検討することができる。

5 津波防護施設等の整備

市及び県は、推進計画区域内における津波防護施設の整備等を検討する。

6 津波災害警戒区域等の指定

県は、3で設定する津波浸水想定を踏まえて、基本指針等に基づき、津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の指定を検討する。

風水害対策編

第1章 風水害等予防対策

第1節 目的

風水害等から市を保全し、住民の生命・身体・財産を守るため、ハード・ソフトが一体となった各種の対策を講じ、災害の発生を未然に防ぐとともに、被害の軽減を図る。

第2節 風水害等を防止する施策の概要

風水害等の防止については、危険箇所等を調査・把握し、危険性や緊急性に応じて各種の防止事業等のハード対策を行い、また、地域住民等に対して危険箇所等の周知や、避難行動等に参考となる情報提供を行う等のソフト対策を推進し、ハード・ソフトが一体になった対策の実施に努める。

1 主なハード対策

- (1) 水害の防止（森林の保全、河川改修、下水施設及び側溝の整備、農業用水路の整備、砂防事業）
- (2) 風害の防止（防風林の整備、飛砂防止、通信線の補強や地中化）
- (3) 雪害の防止（道路の防雪や消雪、道路の凍結防止）
- (4) 高潮・侵食の防止（人工リーフ・護岸（堤防）等の整備、船舶避難のための防波堤整備）

2 主なソフト対策

- (1) 防災マップや各種ハザードマップ（洪水、高潮）による危険箇所等の周知
- (2) 適切な災害への備えや災害発生時の行動などの周知
- (3) 各種気象警戒情報等の発出内容の意味の周知
- (4) 県及び出雲河川事務所と連携した堤防機能の脆弱性評価、洪水浸水想定区域等の設定や見直し、中小河川の浸水想定簡易想定検討等の実施
- (5) 防砂林、飛砂防止等の総合的な対策の検討・実施

3 その他

- (1) 県は豪雪地帯対策特別措置法による豪雪地帯として市内全域を指定している。
- (2) ハード及びソフト対策については、必要に応じ、県及び関係機関等と連携を密にして計画・実施する。

第3節 風水害等防止のため特に留意する事項

1 流木等による被害の防止

近傍市町村の河川氾濫等により流下した流木類が、市周辺沿岸部に多量に漂着した場合に船舶に及ぼす被害等を防止するため、適時必要な上昇を収集し関係機関等に通知する。

2 高潮・高波災害の予防

第2節に掲げるハード・ソフト対策の他、市は、以下の点について対策推進に努める。

- (1) 高潮、高波等による危険区域の把握、及び住民への周知
- (2) 高潮警報等の迅速な住民への伝達体制の整備

(3) 必要な避難体制の整備

3 強風災害の予防

- (1) 市は、気象状況や気象庁の発表する気象情報において、強風や突風が予測される場合は、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置について、住民及び施設管理者に対して、事前措置として看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底について呼びかけを行う等、災害の防止に努める。
- (2) 市は、強風時には、屋外での活動の取りやめを呼びかける等、災害の防止に努める。

第2章 水防（予防）

第1節 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

第2節 予防措置

1 重要水防区域の把握

市は、国、県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを地域防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。

2 住民等への重要水防区域の事前周知

市は、国、県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

3 本市における近年の傾向

近年の台風に伴う高潮、豪雨等による主な被害場所は次のとおりであり、市では国、県等と連携して護岸整備や排水対策等により被害の防止に努める。

- (1) 西工業団地から渡町にかけての中海沿岸（農地の冠水、水路等への逆流等）
- (2) 境水道周辺（道路の冠水等）
- (3) 中野港及び昭和町周辺（道路の冠水等）
- (4) 米川、深田川等の農業用水路周辺（農地、道路等への溢水）

4 洪水情報の把握

インターネット等により洪水情報を積極的に入手、把握し、水防活動及び住民の避難体制の整備を図る。

5 洪水予報の伝達

市は、円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、メール、ファクシミリ及び市ホームページを活用して、洪水予報の伝達を行う。

6 洪水ハザードマップの作成

国土交通省中国地方整備局が水防法第14条の規定に基づき、斐伊川水系斐伊川（中海及び境水道）における浸水想定区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を定めている。

市は、同法第15条の規定に基づき、浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、避難場所等を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。

第3節 水防用資機材

1 水防資機材の備蓄

市は、水防資機材を水防活動に最も効果的に使用できるよう、市防災備蓄倉庫に常に備蓄しておく。なお、水防資機材の備蓄状況は、（資料3-3-2-1-1）のとおりである。

2 水防資機材の確保

- (1) 市は、倉庫内の備蓄資機材を点検し、緊急の際十分に役立つよう整備しておく。
- (2) 市は、資機材業者を掌握し、資機材が不足のする際は速やかに確保ができるよう、

準備しておく。

3 水防資機材の取扱い

- (1) 水防資機材の受払については、帳簿を備えて常に正確に記入する。
- (2) 水防資機材の使用に際しては、原則として、水防活動以外のいかなる工事にも使用しない。
- (3) 水防活動で資機材を使用したときは、速やかに自治防災課に報告する。
- (4) 水防資機材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

第4節 水防警報河川等の指定

国及び県は、水防法に基づき水防警報河川等を指定する。なお、本市に係る河川・海岸は、次のとおり。

(1) 水防警報（洪水）・水位情報周知・洪水予報を行う河川

発表元	水系名	河川名	水防警報 河川	水位周知 河川	洪水予報 河川
国土交通省 出雲河川事務所	斐伊川	中海	●	●	

(2) 水防警報（高潮・高波・津波）を行う海岸

発表元	海岸名	水防法に定める海岸 水防警報海岸
国土交通省 日野川河川事務所	皆生海岸	●

第5節 水防連絡会等

市は、洪水、高潮等による災害の発生を防止し、また災害の軽減を図り公共の安全に寄与することを目的として設置された、水防連絡会等（斐伊川水系水防連絡会、日野川圏域水防連絡会等）に参加する。

第6節 相互の協定

水防管理者は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつき、あらかじめ隣接する水防管理団体と相互に協定する。

第7節 水防訓練

水防管理者は、毎年1回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、適切な措置が講じられるよう訓練をしなければならない。

第8節 減災対策協議会

市は、以下の減災対策協議会に参加する。

- (1) 国の直轄管理河川（斐伊川水系中海沿岸）

- 大規模氾濫時の減災対策協議会にメンバーとして参加する。
- (2) 県の管理河川（日野川圏域）
県管理河川の減災対策協議会にオブザーバーとして参加する

第3章 農業用水路・排水樋門の管理体制の強化

第1節 目的

この計画は、農業用水路、排水樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 実施主体

1 農業用水路の管理

農業用水路の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。なお、農業用水路の管理者は多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、市は管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施する。

2 排水樋門の管理

当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。市は、関連業者との委託契約及び樋門捜査員の委嘱により樋門の点検・操作を実施する。

第3節 農業用水路の管理体制の強化

1 農業用水路の状況把握

市は、市内の農業用水路（溢水等により住家等へ影響が生じる可能性がある水路）の現状把握に努める。

2 農業用水路の管理体制の強化

- (1) 市は水路管理者と協力し、水路点検を行うなど、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進する。
- (2) 市及び県は、水路管理者に対し、県が作成した点検マニュアルを配付するとともに、日常及び緊急時の水路の管理点検方法等について定めておくよう指導する。
- (3) 市、県及び水路管理者は、災害の発生が予測されるときに水路の状況及び水路に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、水路管理者から市、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておく。

第4節 樋門操作に係る連絡体制等

1 関係機関等との情報共有

樋門管理者（市、国及び県）は、非常時における樋門や水門の操作の情報が関係部署・関係機関へ迅速に情報伝達・共有されるよう、連絡系統を定めておくよう努める。連絡系統は、過去の浸水状況等を勘案して優先順位を付けて策定する。

2 住民に対する浸水リスク等の周知

市及び関係機関は、過去に浸水被害が生じた等の浸水リスクが高い地域を掌握し、住民に対し浸水被害が起こり得る地域であること、避難に関する情報の意味合い等を周知する。

第1章 水防計画

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下、「水防法」という。）第33条第1項の規定に基づき、市における洪水、高潮又は津波に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持し、河川、海岸等に対する水防上必要な活動、計画について定めることを目的とする。

第2節 総則

1 水防団の設置

本市においては、水防法にいう水防団に代えて、消防団を水防活動に当たらせる。

2 実施者

水防活動は、水防管理団体（市）がこれに当たり、その技術上の指導は、斐伊川及び日野川の国土交通省管理区間については国土交通省河川事務所の担当者が、その他については県西部総合事務所の担当者がこれに当たる。

3 水防本部

水防管理者（市長）は、気象予報の通知があり、又は河川の水位がはん濫注意水位以上に達する場合で、必要と認めるときは、市庁舎内に水防本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

4 水防に関する責任

(1) 水防管理団体

水防管理団体である市は、水防法第3条第1項の規定により各自の水防計画に基づき、各々のその管理区域内の水防を十分に果たさねばならない。

(2) 水防本部の責任

水防法第3条の6の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、各水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努める。

(3) 居住者等の水防義務

水防法第24条の規定により水防管理者、水防団体又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要がある時は、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

5 費用負担

市の水防に要する費用は、水防法第41条の規定により、市が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議により定める。

6 公用負担権限

(1) 公用負担権限

市長及び消防団長は、水防法第28条の規定により、水防のため必要があるときは、次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 車両その他の運搬用機器、排水用機器の使用
- エ 工作物その他障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、市長及び消防団長は、公用負担権限を委任することができる。その場合、権限の委任を受けた者は、公用負担権限委任証明書（様式33-2-1-1）を携行し、必要なときはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは、これを示す証票（様式33-2-1-2）を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

市は、水防法第28条第2項の規定により、権限行使により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償する。

7 河川管理者の協力

河川管理者（国土交通省中国地方整備局長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次のとおり協力を行う。

- (1) 市に対して、河川に関する情報の提供
- (2) 市に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び市等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 市が行う水防訓練及び水防講習会への参加
- (6) 市が備蓄する水防資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- (7) 市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集及び提供するための職員の派遣

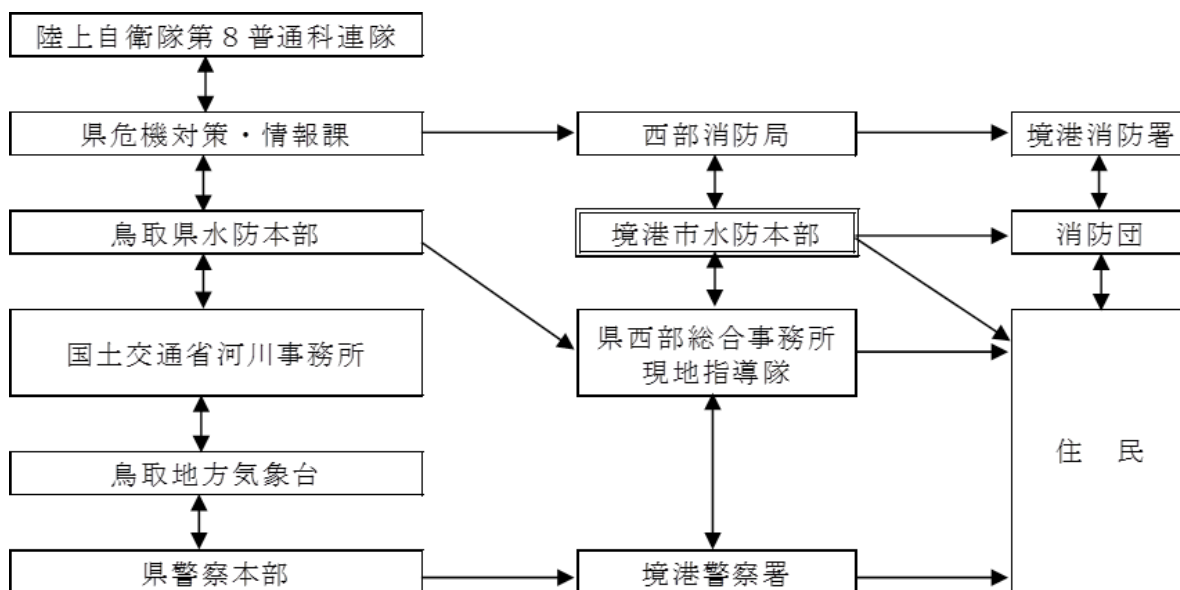
8 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとし、さらに自営水防組織を置くよう努める。

第3節 水防組織と機構

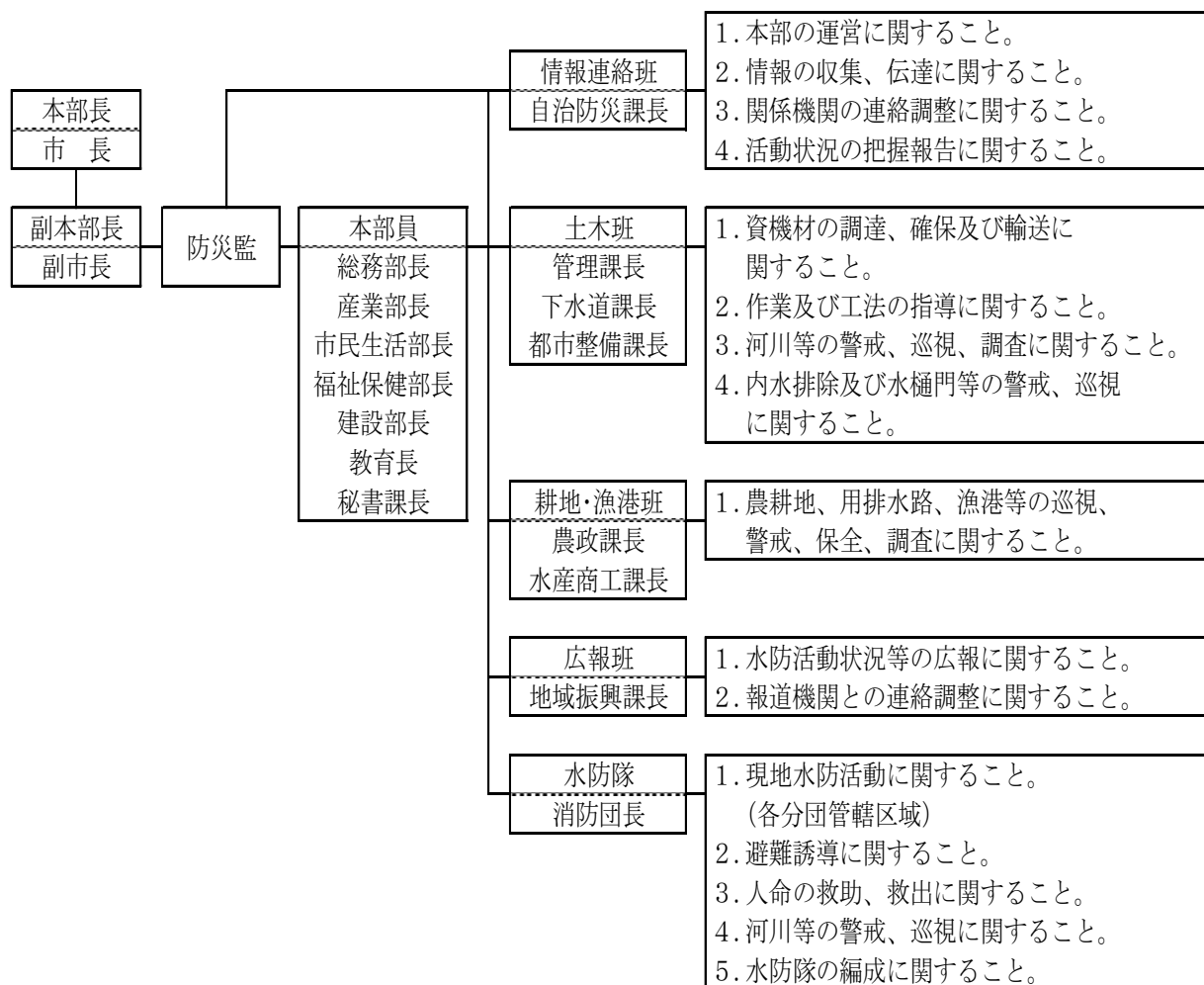
1 鳥取県水防体制図

県内の水防組織、体制は、次のとおり。



2 水防本部の組織及び事務

水防本部の組織及び事務は、次のとおりとし、相互に連携をとり、業務の遂行を図る。なお、対策本部が設置された場合、その組織に統合される。



第4節 情報等の収集及び伝達

1 気象状況連絡

- (1) 情報連絡班は、県から特別警報・警報・注意報等の情報を入手する。
- (2) 情報連絡班は、県の気象状況の細部を確認する場合又はその他必要と認める場合、鳥取地方気象台から直接気象情報の細部を入手する。
- (3) 情報連絡班は、情報を共有する必要がある場合は、関係部課に通知又は情報連絡会議を開催する。

2 水防警報

- (1) 水防法第16条の規定に基づき、国においては国土交通大臣、県においては知事が、経済上重大な損害を生じるおそれがあると認められる河川に対して水防警報を行う。
- (2) 水防警報の段階は下表のとおり。

ただし急を要する場合にはこの段階によらないことができる。また水防上必要な指示（情報の提供を含む。）は、各段階においてその都度発することができる。

【水防警報河川（洪水）】

種類	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を告げるもの。	水位が水防団待機水位に達し、流域内の雨量の状況から水位の増加が十分に認められる場合。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位に接近し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	水位が氾濫注意水位を突破し、流域内の雨量の状況からなお水位上昇が予想される場合。
指示	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等の河川の状態を示し、その対応策を指示するもの。	水位上昇等により水防活動を必要とする状況、水防活動を必要とする箇所などを指示するもの。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに、一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	水位が氾濫注意水位以下となり、今後の降雨状況を踏まえ、さらなる水位上昇がないと予想され、水防活動の必要性がなくなったとき。

【水防警報河川（津波）】

種類	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
待機	水防団員の安全を確保したうえで、待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	遠方での地震等に起因し、津波警報が発表され、津波到達予測時刻に十分な余裕があり、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。または、津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

【水防警報海岸（高潮・高波）】

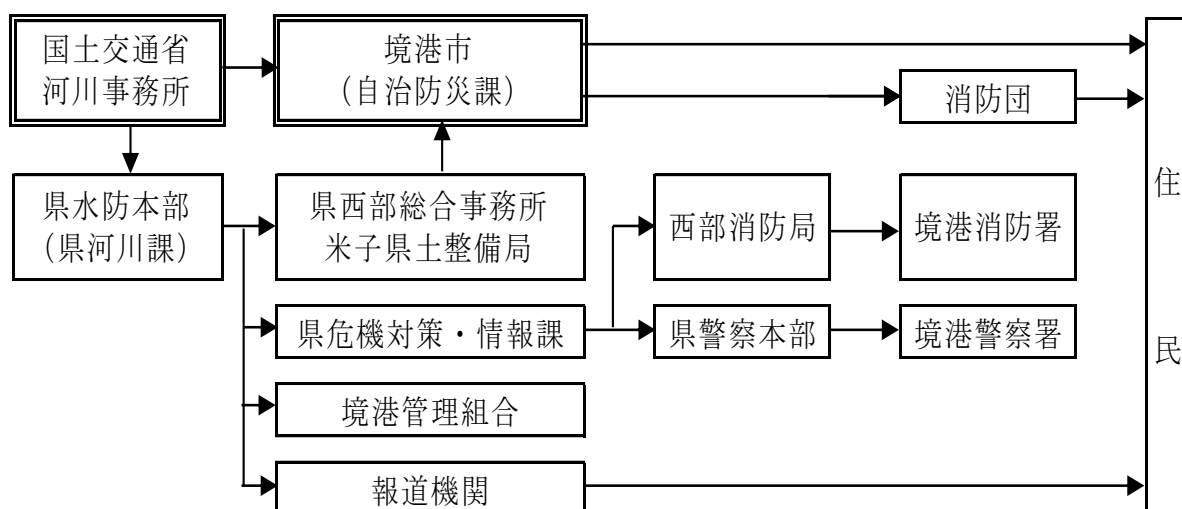
種類	水防警報の意味・内容	水防警報の発出基準
待機 ・ 準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに行動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	日吉津観測所の波高が2.8m以上かつ波浪警報が発出された場合。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	日吉津観測所の波高が4.2mを超える恐れがあり、CCTV情報等により越波が発生し、浸水被害等が発生すると考えられる場合。
距離 確保 準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	日吉津観測所の波高が4.2m以上となった場合。
距離 確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全が十分に確保できるように海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	日吉津観測所の波高が4.7m以上となった場合。
距離確 保解除	激しい越波のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	日吉津観測所の波高が4.7mを下回り、CCTV情報等を勘案して、激しい越波による危険が解消した場合。
解除	激しい越波のおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況	日吉津観測所の波高が2.8mを下回りかつ波浪警報が解除された場合。

が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	
-------------------------------	--

3 水位情報及び水防警報等の伝達・周知

- (1) 国（国土交通省）は、水位情報及び水防警報を発表したときは、あらかじめ定められた伝達系統に従い、迅速かつ的確に関係機関へ情報伝達する。
- (2) 市は、水位情報及び避難勧告等について、防災行政無線、市ホームページ、緊急速報メール及び広報車等を活用し、住民に対して円滑かつ迅速に周知する。

水位情報及び水防警報等伝達図



- ※1 国は、水位周知河川における水位情報は、市長による避難勧告、避難指示（緊急）の判断に資するため、必ず通報しなければならない。
- 2 水位情報の場合、境港管理組合への連絡はない。

4 水位周知

水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が、国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川として斐伊川（中海・境水道）を、水位周知河川（水位情報周知河川）として指定している。

- (1) 避難勧告等発出の参考となる特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）の到達情報の通知

水位周知河川（水位情報周知河川）として指定した斐伊川（中海・境水道）について、国土交通大臣が避難判断水位（特別警戒水位）を定め、斐伊川（中海・境水道）の水位がこれに達した場合、国はあらかじめ定められた通報系統図に従い、電話等で迅速にかつ的確に情報伝達を行う。
- (2) 市における避難対策の実施

特別警戒水位（避難判断水位又は氾濫危険水位）は、市長が避難勧告を発出する際の目安となる水位であることから、特別警戒水位の到達情報の通知を受けた場合は、避難勧告の発出を検討するとともに、特に避難行動に時間を要する避難行動要

支援者については、原則避難措置を行う。

第5節 動員計画と配備基準

1 職員動員計画

- (1) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制にしたがって次表動員計画により動員を行う。
- (2) 防災監は、注意体制から第二警戒体制における被害発生（予測）等の状況により、配備体制における動員規模を拡大・縮小することができる。
- (3) 職員動員計画は下表のとおり。

部 名	課 名	※ 注意体制	※第一 警戒体制	※第二 警戒体制	非常 体制
情報連絡班	自治防災課			全員	全員
土 木 班	管 理 課				全員
	下 水 道 課				全員
	都 市 整 備 課				全員
耕地・漁港班	農 政 課				全員
	水産商工課				全員
広 報 班	地域振興課				全員

※ 各体制における職員の動員数は、各班であらかじめ定めた人数とする。

2 配備基準

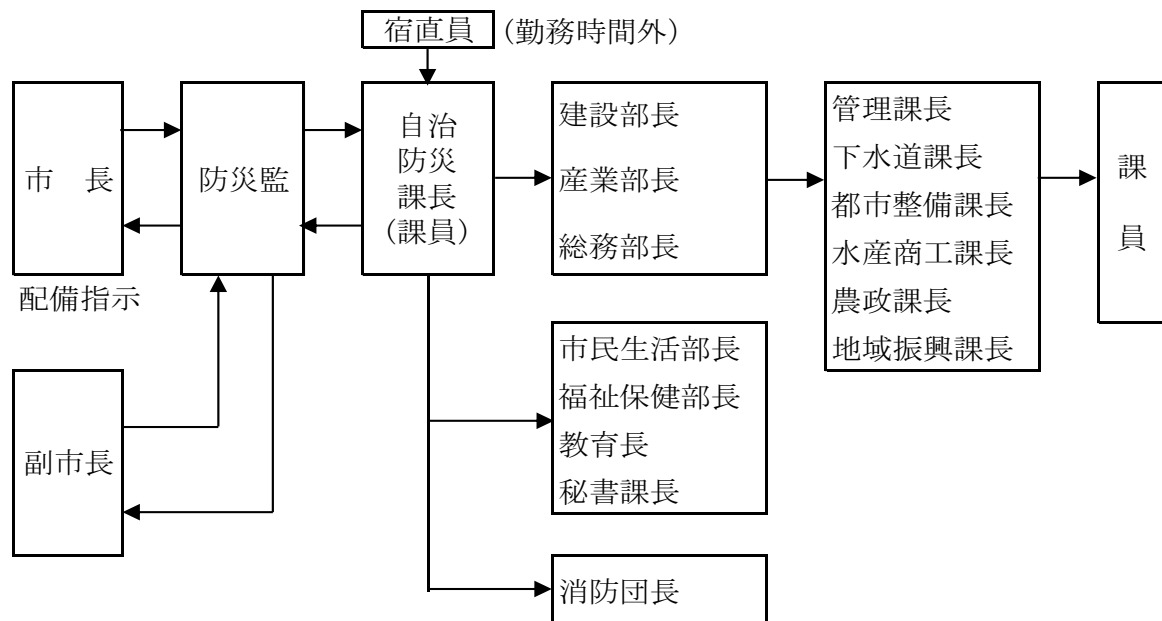
水防に関する配備体制及び配備基準は次のとおり。

配備 体制	本部 体制	配備の基準（時期）
注意 体制	—	水防警報等が発表された場合で、防災監が必要と認めたとき。 (1) 待機 (2) 準備
第一 警戒体制	警戒 本部	1 中海湖心の水位が70cmを超え、引き続き水位が上昇し、災害の危険性があると防災監が認めたとき。 2 その他防災監が必要と認めたとき。
第二 警戒体制	警戒 本部	1 水防警報（出動）が発表されたとき。 2 中海湖心の水位が90cmを超え、引き続き水位が上昇し、災害の危険性があると認めたとき。 3 その他防災監が必要と認めたとき。
非常体制	水防 本部	1 水防警報（指示）が発表されたとき。 2 次の特別警報の1以上が発表されたとき。 (1) 高潮特別警報 (2) 波浪特別警報 3 その他市長が必要と認めたとき。

3 動員指示の伝達系統及び方法

- (1) 伝達手段は、電話又は使送とし、補助的手段としてメール配信も行う。

- (2) 部長不在の時は、自治防災課長から各課長に伝達する。
- (3) 動員指示の伝達系統図は下図のとおり。



第6節 水防活動

1 警戒巡視

水防本部長は、水防警報等を受けた場合、又は洪水、高潮等の危険が予想される場合は、堤防、沿岸等の危険箇所の巡視及び警戒を実施する。

2 水防隊の出動

- (1) 水防本部長は、水防警報等が発せられ、又は区域内的の河川が氾濫注意水位に達した場合は、水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせる等必要な措置を講じる。
- (2) 水防本部は、水防隊の出動に当たり、連絡調整員を現場に派遣し、水防作業の円滑を図る。

3 現場本部の設置

- (1) 水防本部長は、水防活動上必要と認める場合は、現場本部を設置する。
- (2) 現場本部長は消防署長とし、各水防班の連絡調整を行う。

4 応援

- (1) 水防本部長は、水防法第23条の規定により、緊急の必要があるときは他の水防管理者に応援を求めることができる。
- (2) 応援のため派遣された水防団員は、できる限り所要の資材を携行し、水防本部長の指導下に行動する。

5 居住者等の水防作業

水防本部長は、水防上やむを得ない事態が発生した場合は、水防法第24条の規定により、必要と認める範囲で、その区域内に居住する者又は現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

6 水防信号

水防法第20条の規定により、知事の定めた水防信号は次のとおり。

種 別	サイレン信号	信 号 内 容
出動信号	○— 10秒 10秒 10秒	水防団員（消防団員）全員出動
危険信号	○— 30秒 30秒 30秒	居住者避難・立退き

7 決壊等の通報並びに決壊後の措置

- (1) 水防本部は、堤防その他の施設が決壊したときは、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を県西部総合事務所長及び関係者に通報しなければならない。
- (2) 水防管理者は、水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

8 重要水防区域

本市における重要水防箇所は、(資料33-2-1-2)のとおり。

第7節 水防作業の留意事項

1 作業の留意事項

- (1) 水防作業は消防署長の指揮に従い、規律統制ある団体行動の下に、水防器材を活用し、迅速確実に行わなければならない。
- (2) 水防工法は、事態に応じた合理的な工法とするとともに、必要に応じ、土木班の指導を受ける。

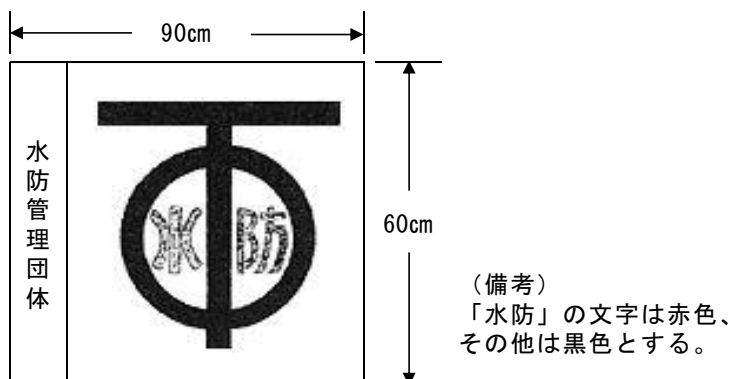
2 安全配慮

- (1) 洪水、高潮及び津波のいずれにおいても、消防（水防）団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。
- (2) 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の情報を入手するためのラジオの携行等、消防水防団員自身の安全確保に配慮する。
- (3) 津波は発生地点から当該沿岸までの距離に応じて、遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波で津波来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがあるが、近地津波では、短時間のうちに津波が来襲するため、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

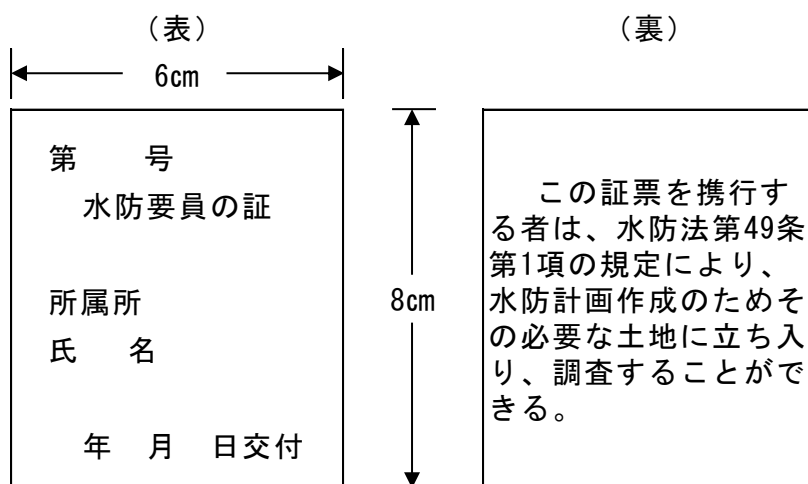
第8節 水防標識と身分証票

1 水防標識（水防法第18条）

(1) 車両の標識



(2) 身分証票（水防法第49条第2項）



第9節 避難のための立退き

水防本部長は、洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により、必要と認める地域の居住者に対し、立ち退きの準備又は立退きを指示する。その際、気象現況及び洪水ハザードマップの浸水想定区域を参考とするほか、関係機関、消防団等による巡察結果や住民からの通報も判断の参考とする。

1 立退き計画の作成等

水防管理者は、境港警察署長と協議の上、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を境港消防署長その他必要な機関に通知する。

2 水防管理者の立退きの指示

(1) 水防管理者は、洪水又は高潮により危険が切迫し立退きの必要を認めた場合は、立ち退き準備並びに立退きを指示する。

ただし水防管理者が不在の場合は、境港警察署長がこれにかわって指示する。

(2) 水防管理者が指示する場合は、境港警察署長にその旨を通知しなければならない。

第11節 水防解除及び顛末報告

(1) 水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知するとともに、県西部総合事務所県土整備局長にその旨を報告する。

(2) 水防顛末報告

水防管理者は、水防法第47条の規定により、水防が終結したときは、遅滞なく様式33-2-1-3（その1，2）により、県西部総合事務所県土整備局長に報告する。

第12節 災害対策基本法に基づく助言

市長は、災害対策基本法第61条の2に基づき、避難のための勧告又は指示に関する事項について、ホットライン等により河川管理者中国地方整備局長又は県西部総合事務所県土整備局長に助言を求めることができる。

第2章 樋門の応急対策

第1節 目的

この計画は、高潮等に伴う河川等への逆流やその恐れがある場合に樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2節 排水樋門等の管理

排水樋門等の管理者は、気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、安全を第一にし、十分に注意しながら絶えず水位の変動等を監視し、必要に応じた排水樋門等の操作を行うとともに、水防本部長に通報する。水防本部長は、本部員を現地に派遣し、水防上適切な指示を与え、公共の安全確保に努めなければならない。

1 非常時の排水樋門等の管理

(1) 警戒体制

樋門の管理者は、津波や高潮、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入る。

(2) 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとる。

ア 対策等要員の参集、情報収集及び対策会議の実施

イ 操作員の配置

ウ 樋門の操作のための点検

エ その他樋門の管理上必要な措置

(3) 操作方法

排水樋門等は、津波や高潮による用排水路等への逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。

(4) 警戒体制の解除

津波や高潮、洪水等による被害のおそれがなくなったときは警戒体制を解除する。

(5) 操作時の安全確保

ア 樋門の管理者は、出動時の操作員自身の安全確保に留意する。特に、津波到達が予想される場合は、操作員の安全確保を第一に到達時間を徹底して対処する。

イ 樋門操作時には、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮する。

(6) 操作情報の伝達・共有

ア 樋門管理者等は、非常時における樋門や水門の操作を行った場合、あらかじめ定めた連絡系統に基づき、迅速に情報伝達・共有を行う。

イ 市は、必要に応じ、浸水リスクが高い地域等に対して樋門の操作に関する情報を伝達する。その際、樋門の操作の意味合いや、避難に関する情報など、地域住民の安全確保に必要な情報を付加する。

(7) 排水樋門等の操作担当者とは、(資料33-2-2-1)のとおり。

雪害対策編

第1章 雪害予防対策

第1節 目的

この計画は、自助、共助、公助の適切な役割分担のもと、積雪期における雪害による被害の未然防止や被害の軽減を図り、住民の生命、身体、財産を保護し、市民の安全、安心と円滑な社会・経済活動を確保することを目的とする。

第2節 地域ぐるみの支援体制の整備

1 防災及び危機管理に関する基本的な考え方

県は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」を定め、県民、事業者、市町村、県、国の責務を明らかにし、相互に連携して災害への対策を総合的に講ずるために必要な事項を定め、災害や危機事象から県民の生命・身体・財産を守り、安全に暮らすことができる地域社会の実現を目指している。

この条例では、基本事項の一つとして、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆を生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）に積極的に取り組むこととされている。

市は、この条例の基本的な考え方を踏まえて、豪雪被害に対する地域の防災体制、支援体制を構築し、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

2 境港市住民及び地域の役割（平時）

- (1) 積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援体制の整備に協力するよう努める。
- (2) 立ち往生車両等への支援も含めた災害時支え愛活動の取組みに努める。
- (3) 除雪作業における事故防止のため、安全確保対策などの習熟に努める。

3 地域の雪害対策への支援

- (1) 市は、支え愛マップづくり等による地域の助け合い、支え合いの関係づくり等の推進に努める。
- (2) 市は、必要に応じ、除雪ボランティア支援体制の整備に努めるとともに、市社会福祉協議会と連携して地域における共助の充実強化に努める。
- (3) 市は、地域の自発的な除雪活動等の雪害対策を支援するため、地域の実情に応じて小型除雪機の貸与や購入補助などの支援を行うよう努める。
- (4) 県（危機管理局、地域振興部）は、「鳥取県防災・危機管理対策交付金」などにより、地域の自発的な雪害対策を助成する市町村に対する支援を行う。（平成29年度時点）

第3節 除雪による交通路の確保

積雪時における交通路の確保について、迅速的確な除雪作業の実施を図り雪害を未然に防止するための体制を整備する。

1 除雪の実施責任者

市管理の施設の除雪は、市が行うものとし、実施にあたっては、関係機関等と協議し、また、住民の協力を得て行う。

2 除雪体制の整備

- (1) 市（道路管理者）は、関係機関と連携し、市が管理する道路の除雪計画を定めるとともに、訓練などによってその実効性の向上に努める。
- (2) 市（道路管理者）は、県、警察等の関係機関との情報共有及び除雪等の対策実施上の連携体制を整備する。
- (3) 市（道路管理者）は、冬季間市内の道路交通を確保するため、必要な除雪機械や資機材の配備、調達体制の整備を進め、併せて消融雪装置、堆雪帯や排雪場の設置等、効率的な除雪を可能とする施設の設置を進める。
- (4) 市（道路管理者）は、除雪機械運転手の人員確保及び育成に努める。

3 除雪計画

市内の主要な国道・県道については、国、県、市町村その他関係者からなる鳥取県除雪対策協議会における協議、調整を経て、県が作成した除雪計画に基づいて除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努める。

(1) 県が行う除雪基準

市内の主要な国道・県道についての除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準による。また、雪害については、鳥取県地域防災計画雪害対策編により対処する。

(2) 市が行う除雪基準

以下の要領のほか、細部実施要領等については道路管理者が策定する。

ア 一次除雪

雪質により判断するが、概ね10cmを超えたとき、除雪作業を開始する。作業箇所は、交通幹線（バス運行路線）、公共施設道路、漁港関連道路等とする。

イ 二次除雪

雪質及び天候状態により判断するが、概ね20cmを超えたとき、除雪作業を開始する。作業箇所は、学校・保育所・幼稚園等前道路、準交通幹線、幅員4m以上の生活関連道路等とする。

ウ 歩道除雪

配備している小型除雪機により、通学路等を優先して行う。

※ 停電地域の進入困難箇所、人口透析患者の搬送がある路線については優先的に行う。

エ 上記作業箇所以外の道路については、地区住民の協力により実施する。

なお、豪雪等により多数の労力を必要とする場合は、生活支援ボランティアの活用を図る。

(3) 境港管理組合が行う除雪基準

市内の主要な管理道路についての除雪基準は、概ね市が行う基準による。なお、江島大橋については、概ね3cmを超えたとき除雪作業を開始する。

第4節 情報収集体制の整備

1 道路通行状況等の収集体制の整備

- (1) 市は、被害状況や渋滞情報を把握するため、ライブカメラの映像確認や情報収集網（地域住民からの通報、公共交通機関事業者からの情報収集等）の構築に努める。なお、情報収集の収集元には住民、ドライバー等への広報の役割を担うことが期待されるので、双方向の連絡体制となるよう体制を構築しておくよう努める。
- (2) 市は、自主防災組織及び自治会との連絡網などにより、積雪等による渋滞が発生したことを早期に覚知する情報収集体制の整備に努めるとともに、この連絡網を通じて、また、防災行政無線等により必要な情報を住民、ドライバー等に提供する体制整備に努める。

2 情報の共有体制等の整備

(1) 情報連絡員の派遣体制の整備

市は、災害対策本部等が設置された場合、必要に応じ県、消防、警察、その他関係機関等への情報連絡員の相互派遣を行うことができる体制を整備する。

- (2) 市は、県、消防、警察、その他関係機関等とのホットライン等の緊急時の連絡体制を整備する。

第5節 住民等への広報

1 平時からの予防的広報の実施

市（道路管理者）は、住民及び市内を走行するドライバーに対し、降雪期前からの冬用タイヤの早期装着の促進、積雪時又は凍結時のタイヤチェーンの装着の徹底、冬期の道路情報（とっとり雪みちナビ等）の活用を促す。

2 降雪・積雪時等の広報体制の整備

- (1) 市は、大雪警報等に関する情報（予報を含む）を確認し、適時に住民に伝達するとともに、積雪時には、積雪・凍結等の道路状況、除雪実施状況等に関する広報体制を整備する。
- (2) 市は、積雪時の屋根等からの滑落及び落雪による生理め、凍結路面での転倒防止、また、低温による水道管の凍結・破裂防止に関する広報を適時に実施する。

第6節 被災者の救援・救助体制の整備

1 立ち往生車両への救援体制の整備

(1) 救援の実施主体

市は、既往の雪害の状況などを踏まえて、救援の実施体制、役割分担、応援体制等について、関係機関も含めて整理・検討を行い、より迅速かつ的確な救援が可能となるよう体制を整備する。

(2) 救援の内容に応じた事前の備え

市は、立ち往生車両への救援が迅速・確実に行われるよう、あらかじめ体制の整備を行う。

ア 情報の提供

市は、立ち往生車両へ適切に情報提供（道路の規制状況、今後の見通し、避難所の開設状況などの支援情報等）を行うため、従来行っていた立ち往生発生・除雪状況の情報に加え、経過、今後の見込みについても情報提供を行う。また、そ

これらの情報を適切に住民等に提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。

イ 物資の提供

(ア) 市は、物資（食糧、飲料水、毛布、自動車燃料及び携行缶等）の備蓄・調達体制の確保等、支援体制の整備に努める。

(イ) 県は、自動車の燃料の確保について、鳥取県石油商業組合を中心とした組織的な緊急支援体制が確保できるように関係機関と調整を行う。

ウ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市は、道路管理者、公共交通事業者、県と連携し、通常の指定避難所に加え、立ち往生車両の搭乗者を受け入れることができる施設の把握に努める。

(イ) その他、市は、第2節「地域ぐるみの支援体制の整備」により、地域住民の協力体制の整備に努める。

2 要支援世帯への支援

(1) 支援が必要な世帯の特定

市は、世帯構成（高齢者世帯等）等を勘案し、雪害時に安否確認等を行うべき世帯の特定や、連絡手段の確認を避難行動要支援者個別計画や支え愛マップづくりを通じ、事前に行っておくよう努める。

(2) 支援体制の整備

市は、自主防災組織、自治会や民生委員、市社会福祉協議会等と連携し、避難行動要支援者個別計画や支え愛マップづくり等を通じて、高齢者世帯等の安否確認や自宅周辺の除雪支援、買物支援など、地域ぐるみの相互扶助（共助）の体制整備に努める。

第1章 雪害応急対策

第1節 目的

豪雪に伴う各種の被害を軽減または未然に防ぐとともに、発生した被害や社会的な影響等について軽減を図るための応急時の対策について定める。

第2節 組織体制

1 組織体制の原則

市は大雪警報等が発令された場合又は豪雪や低温による被害が発生した場合は、各事象に応じた配備基準、組織体制等に従って職員配備等を行う。

2 夜間休日も含めた体制の確保

市は、気象状況の推移から、豪雪や低温に伴う被害について検討し、夜間に状況が悪化する恐れがある場合は、必要に応じて夜間の体制を強化する等の対策を行う。なお、休日に影響が及ぶおそれがある場合には、連絡体制の事前確認や休日の配備体制の事前編成などの備えを講じておく。

3 連絡会議・対策会議等の開催

市は、県が災害情報連絡会議等の会議を開催する場合は、映像配信（TV）により視聴し、情報の共有や対応方針の決定等を行う。なお、県の災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合は、災害警戒本部会議又は災害対策本部会議を映像配信（TV）により視聴する。

第3節 地域ぐるみの支援の実施

1 災害時支え愛活動等の実施

住民は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に基づき、自助及び一般的な共助の取り組みに加え、「災害時支え愛活動」（災害又は危機事案が発生した場合に、人と人との絆の強さを生かして、住民が地域で自主的に行う共助の取組）により、地域ぐるみの支援を行うよう努める。

2 住民・地域の役割（災害時）

- (1) 住民及び地域は、積極的に地域内の共助による除雪や要配慮者への支援の実施に可能な限り協力するよう努める。
- (2) 住民及び地域は、雪害による大規模な渋滞が発生した場合、立ち往生車両の搭乗者に食事やトイレの提供等、可能な限り支援へ協力するよう努める。
- (3) 住民及び地域は、除雪作業における事故防止のため安全確保対策の徹底に努める。

3 県・市の役割

市は、災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。また県は、市に対して必要な支援を行う。

第4節 豪雪時の道路交通確保

1 除雪の実施

- (1) 市は、除雪計画等に基づき管理施設の除雪を行う。
- (2) 市は、降雪状況等に応じて、重点的に除雪の必要がある路線について、除雪車両等を重点的に投入するなど、他の道路管理者及び警察等の関係機関とも連携した必要な対策を迅速的確に行う。
- (3) 市は、必要に応じ、除雪機械運転手等の代替要員などの確保に努める。

2 道路管理者の相互連携体制の構築

道路管理者は、自力での除雪が困難な場合等、除雪状況に応じ、他の道路管理者等と相互に連携した除雪を行う。

3 通行規制に伴う措置

- (1) 市は、積雪及び除雪（本節において、以下「積雪等」という。）に伴う交通規制や迂回路を設定する必要がある場合は、境港警察署に依頼するとともに、消防に情報提供を行う。
- (2) 市は、積雪等により幹線道路を通行止めとする場合には、規制の実施に先立ち、予定している迂回路を優先的に除雪して迂回路を確保するよう努める。迂回路の道路管理者が異なる場合にも同様とし、道路管理者間で協力を行う。
- (3) 道路管理者は、道路幅員や除雪の実施状況等を踏まえ、適切な迂回路を設定するよう努める。特に、大型車の立ち往生が連鎖的に発生・滞留する等の交通機能障害を誘引するおそれがないよう迂回路の設定を行う。

4 緊急時の道路状況の把握

市は、積雪等により災害が発生している場合又は発生するおそれがある場合は、県、隣接自治体及び関係機関に道路状況を提供し情報の共有を図る。

5 避難所、休憩所の確保

市は、市内で公共交通機関の立ち往生が発生した場合、各公共交通事業者からの求めに応じ、避難所や休憩所を開設し、公共交通事業者と連携して可能な限り乗客の救援を行うよう努める。

第5節 関係機関との協力体制

1 県等への応援要請等

市は、人員の支援が必要な場合、県に対し鳥取県職員災害応援隊などの派遣を要請する。また、必要に応じ、被災していない県内市町村に対し、応援を要請する。

2 警察との協力体制

市は、応急対応の実施に当たり警察車両の先導や交通整理等の協力が必要となった場合には、できる限り速やかに境港警察署に対応を協議し、安全確保上の助言を受けながら対応を検討する。

3 消防機関との協力体制

市は、除雪が行き届いていない地域や立ち往生車両（公共交通機関含む）の搭乗者で急病人が発生した場合、救急搬送に大幅な遅れが生じないように道路管理者と協議し、救急車の運行に関する除雪等、消防機関と連携を図り対応するよう努める。

4 自衛隊との連携・協力

自衛隊の災害派遣については、要件（緊急性・公共性・非代替性）に合致する場合

には要請が可能だが、豪雪時においては派遣要請から現着までには不測の時間を要する可能性があるため、市は、災害派遣要請の要否について早期に検討し判断する必要がある。

5 応援協定先との連携・協力

市は、豪雪被害が予想される場合で、協定に基づく応援を要請する可能性があるときは、あらかじめ応援協定先への情報提供や、可能な範囲で事前の準備（物資の在庫状況の確認、業種団体の場合は加盟業者への周知等）を依頼する等、協力体制を確保するよう努める。

第6節 住民等への広報

1 豪雪のおそれがある場合の広報

(1) 地域住民等に対する広報

市は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、ホームページ、SNS、あんしんトリピーメール、広報車等を活用し、住民等に対して注意喚起の広報を行う。広報する主な項目は次のとおり。

- ア 最新の気象情報の確認及び自宅周辺の積雪状況を確認すること
- イ 自宅周辺の災害リスク（落雪、凍結、坂道、側溝等）を再確認すること
- ウ 大雪、暴風雪等が予想される場合は、不要不急の外出、車両の運転を避けること
- エ 食料、水、燃料等の備蓄や、連絡体制の確保を図ること。
- オ 雪下ろしや除雪機の操作時等の除雪作業中の事故防止対策を図ること
 - ※ 雪下ろしの場合は複数人で作業を実施、命綱などの正しい装着など。
- キ 新雪や晴れの日の雪のゆるみによる屋根からの落雪に注意すること
- ク 低温への注意
 - ※ 車の運転、歩行時の道路凍結に注意、特に坂道や橋上は凍結しやすいので慎重に行動する。
 - ※ 水道管の凍結、破裂防止、特に夜間から早朝にかけて凍結しないように注意する。
- ケ FF式暖房機の吸排気口付近の除雪状況を確認すること

(2) ドライバー（県外を含む）に対する広報

市は、積雪等により災害が発生するおそれがある場合には、防災行政無線、ホームページ、SNS、あんしんトリピーメール、広報車等を活用し、ドライバーに対して注意喚起の広報を行う。広報に当たっては、県外からの流入車両に対しても情報発信するよう努め、必要に応じ、報道機関、他の道路管理者、県トラック協会等の関係機関にも協力を求める。広報する主な項目は次に例示するとおり。

- ア 冬用タイヤ等の装備、ダブルチェーンの装着、迂回ルートでの走行
- イ 道路情報の入手方法（とっとり雪みちナビ等）
- ウ 不要不急の外出抑制
- エ やむを得ず運転する場合は、渋滞や立ち往生に備えて食料や簡易トイレを携行
- オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

2 積雪等による影響が発生した場合の広報

(1) 地域住民等に対する広報

市は、積雪等により被害や影響が発生している場合には、上記1の広報に準じて、より一層注意喚起が必要な情報や、ニーズが高い情報等を中心に広報を行う。

(2) 立ち往生車両への情報提供

市は県、国及び道路管理者と連携して、積雪等により立ち往生している車両に対し、被害を軽減するための注意喚起の情報や、支援や避難に関する情報の提供を行う。

情報提供する主な項目は次に例示するとおりとする。なお、必要に応じ公共交通事業者とも連携して行う。(乗客からの支援ニーズの把握や、急病人などの把握なども同様)

ア 道路の規制状況、鉄道の運行状況(今後の見通しを含む)

イ 食料や飲料水、毛布などの配付場所、配付スケジュール

ウ 避難所(休憩所)が開設されている場合にはその場所、移動方法、代替輸送の情報

エ 自動車燃料の補給の方法

オ 排気ガスの車内流入に関する注意喚起

(4) 地域住民と連携した情報提供

市は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知したときは、防災行政無線等により適切に住民等に情報提供し、災害時支え愛活動が円滑に実施できるよう努める。渋滞等が発生し、立ち往生が長期化した場合等の情報提供も同様とする。

(5) 通行規制に関する情報の留意点

道路渋滞の今後の見通しや通行規制解除に関する情報は、状況を楽観的に捉えたり、情報を正しく理解できていないドライバーが安易に渋滞箇所に流入し、状況を悪化或いは様々な誤解を生じる原因となりかねないことから、特に一般向けの情報提供には細心の注意を払うよう努める。ただし、時機を失して状況悪化を招かないよう、適宜適切な情報提供に努める。また、誤った規制情報(区間や期間など)を提供した場合は、速やかに訂正し周知を図る。

第7節 情報収集

1 被害状況等の把握

(1) 被害情報の収集

市は、自らの現地確認によるほか、境港警察署、境港消防署、自主防災組織、自治会、その他公共交通機関等を活用し、迅速な被害状況等の把握に努める。

(2) 報道情報の活用及びSNS等による情報の収集

ア 市は、県、関係機関、住民等からの情報のほか、報道情報も注視しながら現状の把握や情報収集に努める。

イ SNS情報には真偽不明のものも含まれているが、真に救援が必要な当事者からの救援要請が含まれている可能性があることを念頭に置き対処する。

※ SNS情報の注視、必要に応じて関係機関への情報提供や、情報発信者との

相互連絡を行う。

2 情報の共有等

(1) 情報連絡員の派遣等

市、県、関係機関に災害対策本部が設置された場合は、必要に応じて相互に情報連絡員を派遣する等し、状況の把握や連絡調整を行う。

(2) 関係機関相互の情報共有

市、県、消防、警察、関係機関は、情報連絡員による情報共有のほか、関係情報について相互に提供し、情報共有を図る。主な情報共有すべき項目は次のとおり。

ア 被害状況

イ 通行規制等に関する情報

規制の見通し、滞留している車両数、混雑状況、除雪体制、迂回路の状況等

ウ 救援等対策に関する情報

物資提供等の車両への支援状況、車両への情報伝達状況、避難所等の開設状況、人的支援などの応急対策の状況等

(3) 立ち往生車両への支援に要する情報

市は、県、関係機関等から、立ち往生が発生している箇所や車両の台数、開通見通し等の情報を入手し、立ち往生車両の搭乗員への救援を円滑に行う。また、鉄道の立ち往生についてもこれに準じて実施する。

(4) 渋滞情報の報告

市は、積雪等による渋滞が発生したことを覚知した際は、速やかに県へ報告するとともに、県と連携し渋滞の現状や救援の要否、救援実施状況などを把握し必要な対策を講じる。

(5) ホットラインの活用

市は、必要に応じ、国、県、近傍市町村、消防、警察、関係機関と、予め作成したホットライン等を活用し情報共有を行う。

3 情報の集約

市は、境港警察署、境港消防署、自主防災組織、自治会、その他公共交通機関等から情報を入手し、集約した情報を関係機関等と情報共有する。

第8節 被災者の救援・救助の実施

1 立ち往生車両への救助

(1) 救援・救助の実施主体

豪雪による被害は他の自然災害と同様に、第一次的な防災上の責務を有している市が、その地域内において救助等を行う主体となる。(ただし、災害救助法が適用となった場合は県知事が行う。)

ただし、鳥取県においては、平成22年末から23年にかけて発生した豪雪被害、平成28年の鳥取県中部地震並びに平成29年1月及び2月の豪雪時の地域住民の災害時支え愛活動を踏まえた対策として、大規模な車両の立ち往生が発生した場合、市、県及び国は協力してその救助(物資の提供等)を行い、併せて地域住民と連携することとしている。

このため、立ち往生車両への救助の実務としては、立ち往生が発生している原因を勘案しながら、以下のとおり実施する。

ア 市管理道路については市が中心となって対応する。

イ 原則として国の直轄管理道路は国（中国地方整備局の所管事務所）が、県管理道路は県が中心となって沿線の市町村と協力して対応する。

ウ 自動車専用道路については、道路管理者から支援要請があった場合に対応を調整する。

※ いずれの場合も、国、県、市町村が必要に応じて相互に協力・連携しながら実施する。

(2) 救助の内容

立ち往生車両への救助の内容は、概ね次のとおり。

ア 市は、市内で立ち往生が発生した場合は、地域住民の協力を得ながら可能な限り立ち往生車両の搭乗者の支援を行うとともに、県に、支援に必要な詳細な情報を提供する。

イ 市は、時機を失しない人的支援（救援物資の配布や、避難所への誘導に要する要員等）や、立ち往生車両への物資（食料、飲料水、毛布、燃料等）の提供を行う。

ウ 市は、立ち往生車両やその救助・救援について住民に広報するとともに、必要に応じて消防団、地域住民等に協力を求め、支援が必要な車両に対する情報提供を依頼する。

エ 市は、立ち往生車両に対して物資（食料、水、毛布等の備蓄物資又は応急調達した物資）を配布又は避難所等で物資を提供する。

ウ 市は、県に対し携行缶による燃料の提供依頼や、鳥取県石油商業組合や近傍のガソリンスタンドへの協力（店舗の営業時間の延長や燃料の配達）を要請する。

エ 避難所、休憩場所、トイレの提供

(ア) 市は、必要に応じて避難所を開設し、立ち往生車両の搭乗者を一時受け入れる。道路の沿線に多数の施設が必要となることが想定されるため、必要に応じて指定避難所以外の公的施設等も活用する。

(イ) 市は、必要に応じ、防災行政無線での呼びかけや区長等への連絡を通じ、地域住民へトイレの貸し出し等の協力を依頼する。

(ウ) 市は、住民が自主的に設ける避難のための施設（支え愛避難所）が設置されたことを覚知したときは、当該施設が円滑に運用されるよう、必要に応じて物資や情報の提供など必要な支援を行うよう努める。

オ 市は、急病人や透析患者、乳幼児など、早急に移動することが必要な者の把握に努め、必要に応じて警察、消防機関と連携し、救急搬送や医療機関等への受入を手配する。

カ 現場情報の市や地域住民への提供

雪害現場で活動している者は、立ち往生の大規模化・長期化が切迫しているなど雪害に関する情報を、市や当該地域の住民、店舗への伝達も考慮する。

2 公共交通の立ち往生発生時の対応

市は、市内で、公共交通事業者（空路の場合は空港管理者を含む）から、営業運行中の立ち往生車両等の発生や、運行停止による乗客の駅・空港への滞留が発生し、乗客への食料・飲料水・毛布等の提供支援を受けた場合は協力する。

第9節 医療及び福祉サービスの確保

1 豪雪や寒波に係る注意喚起

市は、豪雪や寒波のおそれがある場合は、必要に応じ、福祉施設や医療機関等に対し、最新の気象情報に留意するとともに、大雪や寒波に対する警戒を行い、以下に例示する必要な対策を講じるよう注意喚起（防災行政無線による広報、電話又はFAX等）を行う。

- (1) 水道管等の凍結防止
- (2) 断水又は停電時のライフライン事業者等への連絡体制の確認
- (3) 食料、飲料水、医薬品等の確保
- (4) 施設周辺の除雪

2 医療体制の確保

(1) 透析患者等への対応

ア 透析患者、人工呼吸器等の使用者の安否確認

市、県及び医療機関等は、相互に協力し、必要に応じて透析患者や人工呼吸器使用者等の安否の確認を行う。

イ 移動困難時の対応

市は、豪雪により医療機関への移動が困難な場合には、医療機関、消防機関、道路管理者等と調整・協力し、県内外の医療機関への救急搬送や、通行道路の除雪などにより治療が受けられるよう対応する。

(2) 救急搬送

市は、必要に応じて西部消防局に救急車による陸路搬送又はドクターヘリ等の空路搬送を要請するものとし、その際の地上支援（除雪等）に協力する。

3 福祉サービス等の確保

市は、豪雪時に社会福祉施設等の入所者について救急搬送等を要する事態が生じた場合に備え、西部消防局や社会福祉施設、道路管理者等との調整を密にし、必要に応じて周辺道路の除雪や救急搬送の調整・要請を行う。

第10節 要支援世帯への支援

1 安否の確認

(1) ライフラインの途絶や屋根の積雪などが発生した場合、高齢者世帯等の要支援世帯では自助による改善が極めて困難であることが予想されるとともに、速やかに改善を図らなければ生命に危険が及ぶおそれが生じる場合がある。このため、市は、自治会や消防団、自主防災組織などの協力も得て、速やかに対象世帯の安否確認を行う。

(2) 安否確認の方法は、市が各世帯に電話等により直接確認を行うほか、消防団、自主防災組織、市社会福祉協議会、自治会長や民生委員と連携して行う等、地域の実

情に応じたものとし、必要に応じて警察とも連携して行う。

- (3) 市は、安否確認を目的として、避難行動要支援者名簿を内部利用することができる。

2 除雪の支援

市は、積雪により家屋の倒壊や、外部との途絶が危惧される要支援世帯に対し、除雪の支援を行う。実施に当たっては、市や市社会福祉協議会による除雪ボランティア活動、自治会や消防団の活用や、地域住民による災害時支え愛活動、建設業者のあっせん等、必要な除雪支援の状況に応じた体制により行う。

3 買物支援

市は、積雪により外出が困難となった要支援世帯に対し、市社会福祉協議会等の福祉関係機関、地域住民による災害時支え愛活動等と連携した買物支援に努める。

4 ライフライン途絶への対応

市は、ライフラインが途絶している場合等は、必要に応じて避難所を開設して避難を促す。避難の実施に当たっては、必要に応じて避難行動の支援を行う。

5 応援の要請

市は、必要に応じて、県へ応援を要請する。

第11節 ライフライン確保対策

1 豪雪・寒波が予想される場合

(1) 水道管凍結への備え

市は、寒波が予想される場合には、水道管凍結防止に関する広報を行う。

(2) 除雪等の実施

住民は、水道設備の破損や機能障害などの被害防止のため、施設や設備周辺の除雪、着雪の排除、凍結の防止等の対策の実施に努める。

2 被害が発生した場合の対策

(1) 市は、ライフライン管理施設に支障が生じた場合は、次の対策の実施に努める。

※ 主なライフライン機関：電気、ガス、水道、下水道、固定電話、携帯電話

ア 市内のライフライン被害状況の把握

イ 県に情報提供するとともに、住民への周知（可能な限り復旧見込みを明らかにする）

※ 特に、100戸以上に影響が生じるような場合（1時間以内の復旧見込みを除く）は、市民生活への影響が大きいと考えられるため、覚知後直ちに報告する。

ウ ライフライン事業者から適時に状況を確認し、住民にきめ細かな広報を行う。

(2) 復旧作業への配慮

市は、ライフライン事業者と連携し、必要に応じて市内の復旧作業箇所への経路の優先除雪を行う等の協力を努める。

第12節 農林水産業被害対策

1 豪雪が予想される場合の事前対策

- (1) 市は、県及び業種団体等と連携し、生産者に対して緊急に果樹、設備・施設等の点検や補強、保温対策等を行うよう注意喚起を行う。なお、危険性が高く事故発生のおそれがある場合は、無理な収穫等の作業等を行わないように指導する。
- (2) 水産業については、船舶の沈没や破損防止のため、船舶の陸揚げ等を行うよう指導する。

2 豪雪被害が生じた場合の対策

市は、豪雪が発生した場合には、県及び関係団体、関係機関と連携し、できる限り速やかな被害状況の把握に努める。被害が発生した場合は、その規模や必要性に応じて、次のような復旧支援策等を講じる。

- (1) 農業・水産関連施設の倒壊、破損、漁船の沈没等に対する支援
- (2) 雪害生産物等の販売支援
- (3) 経営の立て直しが必要な生産者等に対する融資等の経営支援
- (4) 漁船等が沈没した場合には、その状況に応じ、境海上保安部、漁協等の関係機関と連携した排出油への対応

第13節 学校の安全対策

1 学校の休校等

学校長は、気象状況や道路の除雪状況、交通機関の運行状況などを勘案し、必要に応じて臨時休校等の措置を講じる。

2 教育委員会注意喚起

市教育委員会は、豪雪のおそれがある場合、市立小中学校等に対し、気象情報等を提供するとともに、児童生徒等の安全確保、施設・装備の被害防止等について注意喚起を行う。

第14節 観光対策

1 県による注意喚起

市は、豪雪のおそれがある場合、必要に応じて気象・交通情報・積雪状況等を、市ホームページ等で広報する。

2 雪害による影響等の把握

市は、豪雪による被害が発生したときは、観光施設等のイベントの中止や営業・臨時休業等の状況について情報を収集し、必要に応じて市ホームページ等で周知を図る。

3 風評被害等の防止

市は、観光施設等の正しい情報を発信するため、必要に応じて観光施設が通常営業していることや、道路の復旧状況等についてインターネット、マスメディア等を通じて次のようなPRを行う。

- (1) 施設や周辺道路等に被害が発生して休業等した場合は、営業再開後に再開した旨の情報発信
- (2) 被害や影響がない場合には、通常営業している旨の情報発信

第15節 企業経営支援対策

1 県による注意喚起等

市は、県から豪雪のおそれに関する情報を入手した場合、市内企業に雪害への備えを取るよう注意喚起を行う。

2 雪害による影響等の把握

市は、豪雪による被害が発生したときは、以下に例示する市内の商工業に与えた影響等を調査し、県と連携し必要に応じて支援策等について検討を行う。

- (1) 物流事業者への影響（集荷・集配の遅延等）
- (2) 卸・小売り等のサービス業への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、仕入れの遅れ、商品廃棄等による被害、機会損失等）
- (3) 製造業等への影響（施設被害、従業員の出勤・帰宅、資材・製品の入出荷等）
- (4) 商工団体・金融機関等への資金繰り等の相談状況

3 復旧・資金繰りの支援

市は、必要に応じて速やかに災害等緊急対策資金等により豪雪に伴う対応ができるよう県と調整し、企業の経営安定化を支援する。また、必要に応じてその他の支援措置について検討を行う。

第16節 災害救助法の適用

(1) 災害救助法適用の早期判断

市は、雪害により住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがある場合は、災害救助法を早期に適用するよう知事に依頼する。

※ 災害救助法を適用した場合、応急救助の一環で、障害物の除去として実施した家屋の雪下ろしの費用は、国庫補助の対象となり得るので留意する。

(2) 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害応急対策計画 第10章「災害救助法の適用」による。なお、適用基準は住家の滅失数のほか、雪害に関連するものとしては次の基準が設けられている。

【災害救助法施行令第1条第1項第4号関係】

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次の基準に該当するもの。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（具体例として、豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生））

大規模事故対策編

第1章 大規模事故予防体制の整備

第1節 目的

この計画は、市、県、防災関係機関等が大規模事故に対する平時の備えを充実させ、大規模事故災害による被害を防止することを目的とする。

第2節 想定される大規模事故

1 想定される大規模事故の種類

この計画において、発生を想定し、あらかじめ対策を講じる大規模事故の種類は以下のとおり。

- (1) 道路災害
- (2) 鉄道災害
- (3) 航空災害
- (4) 海上災害
- (5) 危険物等の災害

2 想定される大規模事故の規模

この計画で想定する大規模事故の規模については、平常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生した場合とする。

第3節 防災体制の整備

1 各機関の防災体制

市、県、警察、消防等の防災関係機関は、大規模事故の発生防止及び被害拡大の抑制のため、平時から各々の体制や防災対策及び各機関の災害現場における活動調整の体制を整備するとともに、防災会議や防災関係機関情報交換会等を通じ、相互の協力体制を整備するよう努める。

2 応急対策体制の研究・点検・整備

(1) 人員・体制・資機材の分析・研究

大規模事故については、いつ、どこで、どのような規模で起きるのか予見しづらく平常時の人員・体制・資機材では対応できないことが予測されるため、市は、平時から大規模事故発生時に迅速な応急対策が実施できる体制の構築に努める。

(2) 災害情報の伝達経路の点検

大規模事故発生時には、迅速かつ適確に防災関係機関に情報を伝達し共有を図り対策を実施する必要があることから、市、県、警察、消防局等の防災関係機関は、平時から、災害情報の伝達経路の点検を行い、大規模事故発生時の迅速に応急対策を実施できる体制の構築に努める。

(3) 訓練を通じた検証

市、県、警察、消防局等の防災関係機関は、応急対策体制及び災害情報の伝達ルートについて訓練等を通じて体制の検証を行い、実効性のある応急対策の体制を整備する。

第4節 地域の協力体制の構築

局地的に発生した大規模事故の初動対応については、消防団、自主防災組織、民間事業所等、地域の協力が有効かつ不可欠であることから、市は、地域防災力の向上を図るとともに、大規模事故に対する地域の協力体制の構築に努める。

第2章 大規模道路災害の予防

第1節 目的

この計画は、道路における車両の衝突及び火災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害を防止することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 道路管理者の措置

市は、次の事項に留意し、道路交通の安全のための情報の充実に努める。

- (1) 気象に関する情報等を有効活用し、必要に応じて境港警察署と協議し、事前通行規制等の処置を行う。
- (2) 道路施設の異常を早期に発見するための情報収集の体制整備に努める。
- (3) 道路施設に異常が発見された場合に、速やかに応急対策を講じるための体制整備に努める。
- (4) 道路等に異常が発見され災害が発生するおそれがある場合、速やかに道路利用者等に対して情報を提供する体制の整備に努める。

2 境港警察署と連携した広報

市は、境港警察署と連携し、次の事項に留意し道路交通の安全を確保するための情報の充実に努める。

- (1) 道路交通の安全にかかる情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- (2) 交通安全施設等に異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合の住民への広報体制の整備

第3章 海上災害予防

第1節 目的

この計画は、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害を防止するための体制を整備することを目的とする。

第2節 災害予防対策の推進

1 海上事故等の予防

海上運送事業者、海上保安部をはじめ関係機関は、海上災害の防止のため、次の事項に留意するものとする。

(1) 海上交通の安全のための情報の充実（情報提供）

ア 各機関は、気象警報等及び津波警報等並びに危機管理情報等海上交通の安全のための情報について船舶に伝達する。

イ 漁船への情報の伝達については、鳥取県無線漁業協同組合を通じて漁業無線を活用して行う。

(2) 船舶の安全な運航

(3) 船舶の安全性の確保

(4) 海上交通環境の整備

(5) 漁船、貯木の安全係留

(6) 海上防災に関する研究及び再発防止策の推進

第3節 海上流出油災害予防対策

1 防災関係機関との連携

市は、大規模な流出油による海上災害に備え、境海上保安部、境港災害対策協議会、山陰沖排出油等防除協議会などの関係機関と相互に緊密な協力体制を確立し、役割分担、要請手続、要請内容等についてあらかじめ協議するなど事故発生時の迅速な対応の確立に努める。

2 防除資機材の整備

市、防災関係機関、関係企業、漁業団体等は、大規模な流出油による海上災害に備え、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤その他必要な油処理器材を整備する。

3 予防対策

境海上保安部は、関係機関の協力を得て、次の予防対策を実施する。

(1) 運輸支局等と協力し、船舶の安全運航、安全荷役の指導及び船舶の消防、救命設備の点検

(2) 災害発生の場合に必要なオイルフェンス、油吸着材等必要資機材の使用法及び海防法の改正について境港災害対策協議会等への説明、指導

(3) 海防法に定められる船舶及び油類取扱所における必要資機材の整備、強化

4 海上流出油等発見時の通報窓口の周知

市及び関係機関は、海上等流出油及び海岸に漂着した油を発見した際の通報窓

口について、住民に周知を図る。(通報窓口：海上保安庁(118)、市)

5 危険物質等の流出予防

市、県、境海上保安本部、防災関係機関は、危険物質等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備や必要な資機材の整備に努める。

第4章 危険物等に対する事前措置

第1節 目的

この計画は、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、物件等について、災害対策基本法第59条に基づき、災害の拡大を未然に防ぐことを目的とする。

第2節 実施者

市長は、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対して、事前措置の指示を行う。なお、市長が行うことが困難な場合は、境港警察署長並びに境海上保安部長に対して、この事前措置の指示を行うよう要請することができる。この場合、事前措置を行った境港警察署長並びに境海上保安部長は、直ちにその旨を市長に通知する。

第3節 事前措置の対象

災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件は、次のとおり。

1 設備

危険物貯蔵所、火薬庫、高圧線、高い煙突、ネオン看板等広告物及びその他不動産的なもの。

2 物件

材木、石油、ガス等の危険物及びその他設備以外の動産的なもの。

第4節 事前措置の内容

災害の拡大を防止するため、必要な時期において当該設備又は物件の除去、補強及び保安その他必要な措置を行う。

1 設備

補修、補強、移転、除去、使用の停止等

2 物件

処理、整理、移動、撤去等

第5節 事前措置の指示基準

1 時期

事前措置の指示を行う時期は、予警報発令中及び具体的に災害の発生が予想される場合並びに被害が拡大しつつある場合に限る。

2 実施方法

原則として通知書（様式2-1-1-1）をもって指示の予告をしておくものとするが、緊急を要するときは、口頭による指示も行うことができる。なお、事前措置の措置結果については、必要に応じ報告の提出あるいは現地調査により確認する。

第1章 大規模事故応急対策

第1節 目的

この計画は、大規模事故が発生した場合の応急的な対策について総則的な事項を定め、応急対策の円滑な実施体制を整備し、大規模事故による被害の最小限の抑制、迅速な被害者の救出救助及び迅速な秩序の復旧を図ることを目的とする。

第2節 各機関の体制及び対策

1 市の体制

- (1) 市は、事故発生の情報を受け、災害対策本部の必要性等、対応のレベルを速やかに判断し体制を確立する。
- (2) 市は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、必要な対応を実施する。
- (3) 市は、市独自での対応が困難な場合は、県に支援要員等の派遣を求めるとともに、自衛隊の派遣要請の依頼について検討する。
- (4) 市は、状況に応じ境港警察署、境港消防署、境海上保安部及び自衛隊その他関係機関等から連絡要員の派遣を受ける。

2 防災関係機関間の情報伝達及び共有

- (1) 市、県、警察、消防その他関係機関は、迅速的確な応急対策を実施するため、大規模事故の発生情報、被害情報等を迅速に把握するとともに、情報の共有を図る。
- (2) 市は、多数の負傷者が発生した場合は、消防と現地の傷病者の状況等に係る情報の共有に努め、先行的に医療機関に情報を提供する等、医療体制の早期確立を支援する。
- (3) 他機関との連携等が必要となる場合は、その対応に必要な情報を速やかに共有し、必要な調整を図り、共通の対策方針の元で連携して活動を展開する。

3 避難誘導

- (1) 市は、大規模事故が発生した場合、あらかじめ定めた避難誘導の方法を基本として、速やかに住民等の避難誘導を行う。
- (2) 市は、上記に関わらず緊急性が高く事態が切迫している場合等、あらかじめ定めた避難誘導の方法によりがたい場合や、より迅速確実な避難誘導が可能な方法がある場合等は、適宜その状況に応じた方法により避難誘導を行う。
- (3) 市は、必要に応じて交通規制、障害物の除去や立入制限等の措置について境港警察署に依頼し、避難者の安全を確保する。

4 二次災害の防止

- (1) 市は、大規模事故現場において応急対策の実施に当たる場合、火災の発生、事故の影響による被災建築物等の倒壊等、二次災害の発生に留意し、あらかじめ必要な措置を実施する。
- (2) 市は、現場で応急対策に当たる者が二次災害による被害を受けないよう、安全確保に努める。

5 各防災関係機関の連絡調整

市、県、警察、消防その他防災関係機関は、大規模事故への対応等について随時情報を共有し必要な連絡調整を行う。特に事故現場における調整活動については、活動に必要な事項についての確認に努める等、十分な連携を図る。

第2章 大規模道路災害応急対策

第1節 目的

この計画は、大規模な道路災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される大規模道路災害

この計画で想定する大規模な道路災害は、以下に掲げる事故等のうち、通常の事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生した場合とする。

- (1) 道路構造物（橋りょう等）の損壊等
- (2) 道路上での重大事故（交通事故等）
- (3) 車両からの危険物等の流出・飛散・漏えい等

第3節 応急対策

1 被害情報の収集・連絡

市は、境港警察署、境港消防署と相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県に通報する。

2 道路災害に係る応急対策

- (1) 市は、境港警察署、境港消防署又は住民等から道路の被災情報を入手した場合は、道路管理者に対し速やかに通報する。
- (2) 市は、上記の連絡を受けた場合に、平行する鉄道がある場合は、鉄道事業者への情報伝達に留意する。
- (3) 市は、市道の通行が危険であると認められる場合、あるいは危険であると予想される場合は、道路通行規制等の必要な措置を講じる。

(4) 応急復旧

市は、市道の被害状況等を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、必要に応じて迂回路等を設定し、一般道路利用者の通行や、災害応急対応に当たる車両の通行ルートを確保する。

(5) 危険物の流出等への対応

市は、危険物の流出等が認められた場合は、境港消防署及び境港警察署等の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動を行う。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導や立入禁止区域の設定等を行い、被害の拡大防止を図る。

(6) 広報活動

市は、道路災害に係る被害状況、道路交通規制状況、復旧状況とその見通し等、道路災害に関する情報を関係機関に連絡するほか、防災行政無線、市ホームページ等を通じ、速やかに住民へ提供するとともに、道路利用者等からの問い合わせに応じる体制を確保する。

第3章 大規模鉄道災害応急対策

第1節 目的

この計画は、鉄道事故による多数の死傷者の発生を防止するとともに、大規模鉄道事故が発生した場合、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される鉄道災害

この計画で想定する鉄道災害は、次に掲げる事故等のうち、通常事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生した場合とする。

- (1) 鉄道車両の衝突、脱線、転覆、火災等
- (2) 鉄道施設（橋りょう等）の損壊等による列車への被害
- (3) 鉄道車両と自動車、歩行者との衝突等

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

市は、県等から鉄道災害発生の通知を受けた場合、境港消防署及び境港警察署へ連絡する。

2 交通規制及び立入禁止区域の設定

ア 市は、災害対策上必要があると認めるときは、境港警察署と協議し、災害現場に係る市道の通行を禁止又は制限する。

イ 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

第4章 航空機災害等応急対策

第1節 目的

この計画は、航空機事故等が発生した場合、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、迅速・的確な応急対策を実施することを目的とする。

第2節 想定される航空機災害等

この計画で想定する航空機災害等は、米子空港（美保飛行場）内外で発生した事故又は市周辺で発生した事故で境港市に被害を与える又はそのおそれのある航空機事故等とする。

1 航空機を含む事故

- (1) 航空機の墜落、衝突又は火災
- (2) 航空機による人の死傷又は物件の損壊
- (3) 航行中の航空機が重大な損傷を受けた場合
- (4) 航空機が不慮の事態に遭遇し、機長が緊急事態を宣言した場合

2 航空機を含まない事故

- (1) 給油施設関係の火災（貯油槽、給油施設等）
- (2) 空港内の建築物等の火災（ターミナルビル、電源局舎、管制塔等）
- (3) 自然災害（雷、地震等）による空港施設（航空保安無線施設、航空灯火、滑走路等）の損壊等
- (4) 医療上の緊急事態等（機内での死亡、感染症等）

第3節 災害情報の連絡

- (1) 美保飛行場に係る航空機災害等が発生した場合は、次のとおり情報が伝達される。
 - ア 空港及びその周辺で発生した場合
市は、県又は西部消防局から航空機災害等発生連絡を受ける。
 - イ その他の地域で発生した場合
市は、県から航空機災害等発生連絡を受ける。
- (2) 市は災害情報の連絡を受けた場合、各関係機関に通知し情報共有するとともに住民に対し必要な情報を伝達する。
- (3) 情報の収集及び伝達は、有線電話及び防災行政無線等を活用して迅速に行うほか、状況に応じて現地に人員を派遣し被害状況等を確認する。

第4節 体制

市は、対策本部等の活動体制を確立する。その際、県、西部消防局、県警察本部、空港管理者、航空事業者、その他防災関係機関等と連携できる体制を確保する。

第5節 応急対策実施内容

1 市

- (1) 関係機関との連絡調整
- (2) 住民等からの問い合わせへの対応
- (3) 大阪航空局美保空港事務所と協力し、危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、警察と協力して一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。
- (4) 必要に応じて関係機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (5) 負傷者が発生した場合、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。
- (6) 必要に応じ、被災者等への食糧及び飲料水等を提供する。
- (7) 応急対策に必要な臨時電話・携帯電話・無線・電源その他の資機材を確保する。
- (8) 災害の規模が大きく市のみでは対処できない場合は、相互応援協定に基づき、県又は他の市町村に対し応援を要請する。

2 県

- (1) 市及び西部消防局の実施する消防、救急活動等について、必要に応じ指示等を行うとともに、市及び西部消防局からの要請により、他の市町村に対し応援を求める。
- (2) 市又は西部消防局からの化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

3 大阪航空局美保空港事務所

- (1) 搭乗者及び負傷者の把握
- (2) 状況に応じ、航空利用者を避難させる。
- (3) 合同医療調整本部及び現場指揮所の設置
- (4) 自衛隊の災害派遣要請

4 西部消防局

- (1) 火災発生時の消火活動を実施する。
- (2) 死傷者等発生の場合、救助活動及び医療機関への搬送を行う。

5 県警察本部（境港警察署）

- (1) 大阪航空局美保事務所と協力して、危険防止のための措置（交通規制、医療救護班の誘導等）を講ずる。
- (2) 市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、交通規制、立入制限、退去等を命令する。この場合、その旨を市に通報する。

6 第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）

- (1) 海上における負傷者の救出、搬送
- (2) 事故現場周辺海域の警戒警備
- (3) 海上における行方不明者の捜索

7 医療機関（合同医療調整本部、県西部医師会、日赤鳥取県支部）

- (1) 医療救護班の編成
- (2) 医療救護活動の実施

8 航空会社

- (1) 被災者及び関係者に対する水・食糧等の提供
- (2) 遺体の身元確認の手配
- (3) 通訳の支援
- (4) 搭乗者等の情報の収集伝達

9 空港内各機関

美保空港消火救難隊の一員としての消火及び救難活動

第6節 その他の応急対策

1 救出救助活動

(1) 実施機関

市、大阪航空局美保空港事務所、航空会社、西部消防局、県警察本部、自衛隊、第八管区海上保安本部、医療機関（日赤鳥取県支部等）

- (2) 航空機災害等が発生し、乗客等の救出を要する場合、実施機関は協議に基づく手順により救出に必要な器材を投入し救出活動を実施する。

2 消火活動

- (1) 空港内及びその周辺において航空機災害等が発生した場合は、別途定めるところにより空港消火救難組織が他の消防機関とも連携して消火活動を実施する。
- (2) (1) 以外の地域において航空機災害等が発生した場合は、西部消防局が消防活動を実施する。
- (3) 西部消防局で対処が困難なときは、他機関の応援を求める。

3 医療活動

死傷者が発生した場合、医療機関及び関係機関が協力し、救護等の措置を行う。

4 広報

航空機災害等が発生した場合、人心の安定及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策に対する協力を求めるため、報道機関への資料提供、記者会見その他の手段により住民に対して広報を行う。

第5章 海上災害応急対策

第1節 目的

この計画は、本市沿岸で、船舶の座礁、衝突事故や油流出等の海上災害が発生した場合において、各機関が行うべき応急対策についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 想定される海上災害

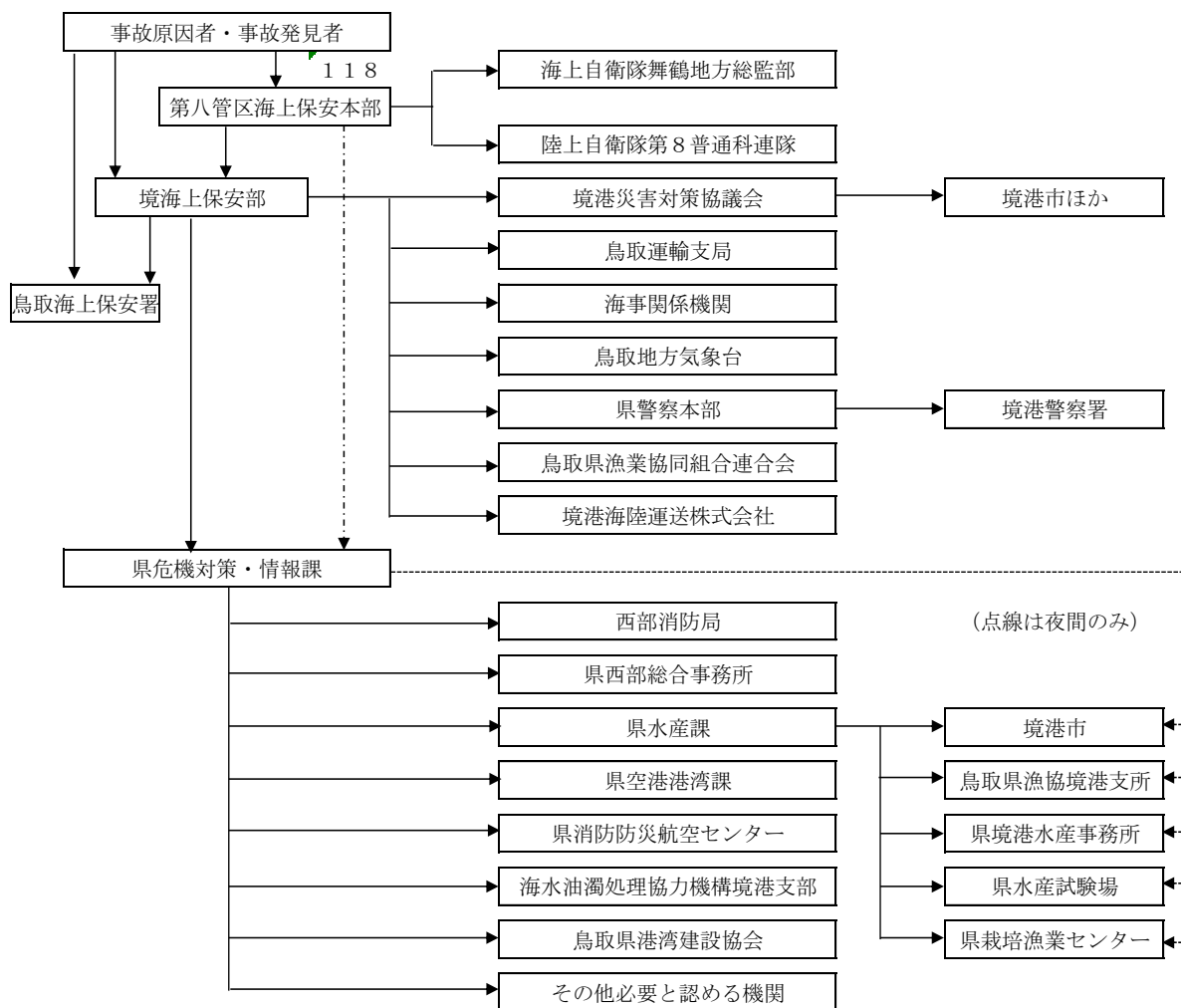
この計画で想定する海上災害は、次に掲げる事故等のうち、通常事故対応によりがたい程度の多数の人的・物的被害が発生又は発生したおそれがある場合とする。

- (1) 船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、船舶の故障等による海難
- (2) 船舶からの海域への油、危険物質等の流出
- (3) 船舶以外からの海域への油、危険物質等の流出

第3節 応急対策

1 災害情報の連絡

海上災害が発生した場合の関係機関への伝達系統は、次のとおり。



2 活動体制の確立

海上災害時の各関係機関の応急対策は、次のとおり。

機 関	実 施 項 目
1 第八管区海上保安本部	<p>海上災害発生時には、第一次的には原因者たる事業者が対策を行うが、被害を最小限に抑えるため、第八管区海上保安本部においては、次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 情報の収集及び関係機関への伝達 (2) 危険物保安措置、火気使用の制限禁止及び災害現場付近の立入制限 (3) 海上における遭難者の捜索・救助・搬送等 (4) 航行船舶への事故情報の周知連絡 (5) 船舶火災発生時における消火活動 (6) 応援医師及び緊急物資等の海上輸送 (7) 海上災害防止センターへの業務指示 (8) 関係機関への応援協力要請</p>
2 県	<p>(1) 活動体制（情報収集体制）の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 消防防災ヘリでの情報収集・救助救出活動等</p>
3 市	<p>(1) 活動体制（情報収集体制）の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知</p>
4 県警察本部	<p>(1) 活動体制（情報収集体制）の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 県警ヘリの情報収集・救助救出活動等（沿岸部のみ）</p>
5 西部消防局	<p>(1) 活動体制（情報収集体制）の確立 (2) 的確な情報の収集 (3) 速やかな関係機関への情報伝達 (4) 住民への広報・周知 (5) 多数の負傷者が発生した場合の医療救護（応急手当、搬送） (6) 湾内に係留されている船舶の火災に対する消火活動等</p>
6 その他防災関係機関	<p>その他の関係団体及び事業者等については、現場において活動する上記機関への積極的な協力の実施に努める。</p>

3 大規模油流出時の応急対策

- (1) 大規模な油流出事故が発生し、又は海岸等への漂着があった場合の防除活動

については、第一義的には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第1項、第2項に規定する防除措置義務者（船長、施設管理者、船舶所有者）が実施するが、必要に応じそれぞれの災害対策実施機関が行う。

(2) 流出油の除去には、海上で行うことが最良であるため、災害対策機関は海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を可能な限り回避するよう努める。

(3) 応急対策

海上等への大規模な油流出油時の各関係機関の応急対策は、次のとおり。

機 関	実 施 項 目
山陰沖排出油等防除協議会	1 連絡調整本部の設置及び調整員の参集 2 会員が行う防除活動の連携協力についての調整 3 排出油の防除に必要な資料の収集及び情報の提供 4 排出油の防除に関する必要な事項の協議
境港災害対策協議会	1 会員が行う防除、消火活動の連携、協力についての調整 2 排出油等の防除、消火活動に必要な事項の協議
第八管区海上保安本部（境海上保安部、美保航空基地）	1 防除措置義務者に対する防除措置等の指導 2 的確な情報の収集、関係機関への通報及び的確な情報の伝達 3 一般船舶、漁船等に対する事故情報等の周知連絡 4 一般船舶、漁船等の安全確保並びに船舶交通の規制 5 海上浮流油の応急防除及び関係行政機関の長等に対する防除措置等の要請
県	1 的確な情報の収集 2 関係機関への災害状況の伝達 3 漂着油等の防除活動 4 水質、底質などの環境影響評価の実施 5 必要に応じ、関係機関、関係団体及び他の地方公共団体への応援要請
市	1 住民に対する災害状況の周知 2 漁業者への船舶、機材の移動、海産物施設の撤去等適切な指示 3 沿岸地先海・水面の監視警戒及び必要に応じ警察・消防機関への出動 依頼 4 漂着油等の防除活動 5 災害状況の関係機関への報告
県警察本部	1 被害状況その他の災害情報の収集と報告連絡 2 周辺の交通規制及び交通整理 3 その他必要な措置

西部消防局	1 船舶等の火災発生時における消火活動 2 被害状況の情報収集 3 火災危険がある漂着物に係る火災警戒区域の設定等 4 その他必要な措置
関係団体、企業等 (施設管理者、船舶所有者等)	1 自衛措置及び防災関係機関の指示に基づく適切な応急措置 2 協力依頼があった場合の積極的な協力の実施

(4) ボランティアの受入（漂着油回収作業）

海岸への漂着油の回収作業については相当な人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠となる。市は、社会福祉協議会と連携して、生活ボランティアの活用を検討する。

(5) 回収油の処分

ア 海上及び海岸で回収された油については、原則事故原因者及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が収集及び運搬を行い、廃棄物処分業者との契約により処分を行う。

イ 少量の油であって原因が不明な場合においては、回収者が処分する。

4 危険物質等の流出時の応急対策

(1) 市、県、第八管区海上保安本部、防災関係機関は、海上に大量の危険物質等が流出したときは、前節に準じ、危険物質等の拡散の防止、回収及び処理等の防除措置を講ずる。

(2) 危険物質等の防除作業は、流出した危険物等の種類及び性状、拡散状況、気象等によりその手法が異なるので留意する。

5 広報活動

(1) 関係機関の広報活動

市は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を、適宜ホームページ等を通じて広報する。

(2) 広報項目

ア 市、県の措置状況

イ 流出油の漂流、漂着等の状況（場所等）

ウ 応急対策の実施状況（出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）、流出油の回収量、作業地域、主な使用機材、作業工程及び日程等）

エ 回収した油の搬出作業状況

オ 環境影響等に関する調査した実施結果

カ その他必要と認められる事項

第6章 危険物等災害応急対策

第1節 目的

この計画は、危険物等による災害が発生した場合において、応急的に実施する事故措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐとともに、事故の再発防止を図ることを目的とする。

第2節 想定される危険物等災害

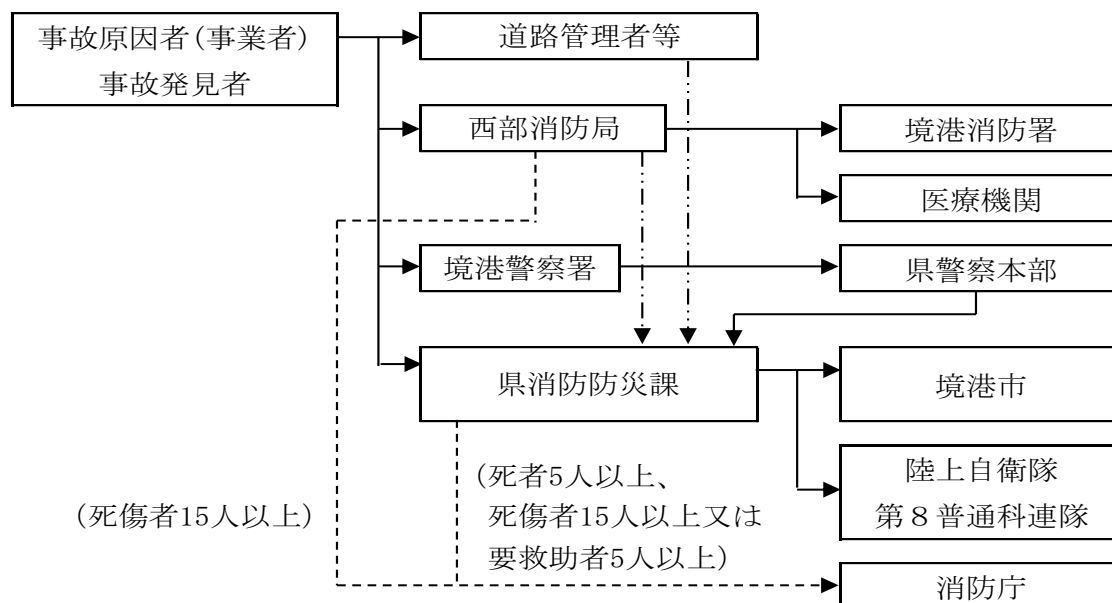
この計画で想定される危険物等災害は、次のとおり。

- (1) 危険物（消防法第2条第1項）の漏えい・流出、火災及び爆発
- (2) 高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、液化石油ガス（液石法第2条）の漏えい・流出、火災及び爆発
- (3) 火薬類（火薬類取締法第2条第1項）の火災及び爆発
- (4) 毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条第1項、第2項）の漏えい、飛散、流出等

第3節 危険物事故災害対策

1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

(1) 被害情報の系統は次のとおり。



(2) 市、県、西部消防局、県警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は、状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

2 災害応急措置

- (1) 市は関係機関と連絡調整を行うとともに、応急措置を実施するために必要な資機材が不足する場合又は確保等が困難な場合は、県に応援協力を要請する。
- (2) 市は、災害対策基本法第59条に基づき、災害を拡大させるおそれが認められ

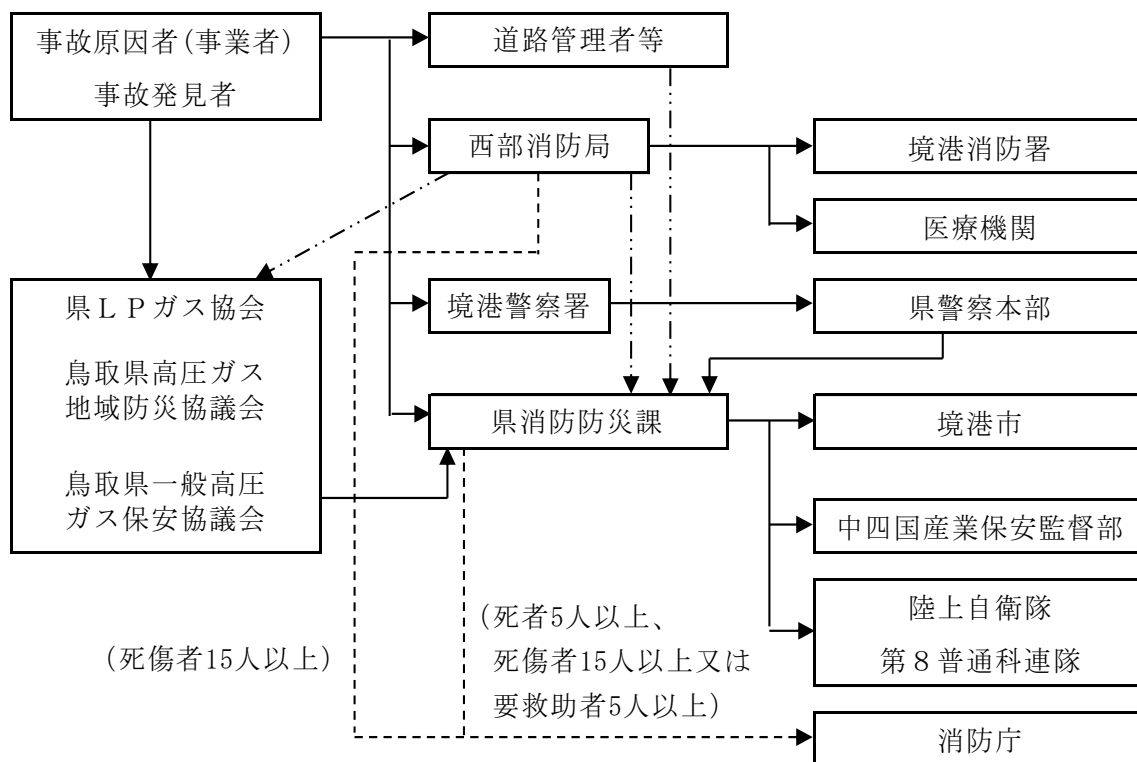
る設備又は物件の占有者、所有者又は、管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

- (3) 市は、関係機関等と連絡を密にし、事故の状況を把握するとともに住民広報を行い、災害が拡大するおそれがある場合は、事故現場周辺住民に退避等について伝達する。

第4節 高圧ガス事故災害対策

1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

- (1) 被害情報の系統は次のとおり。



- (2) 市、県、西部消防局、県警察本部及び事業者は、事故の規模に応じ、それぞれの計画するところにより又は、状況により判断して、対策本部等の活動体制を確立する。

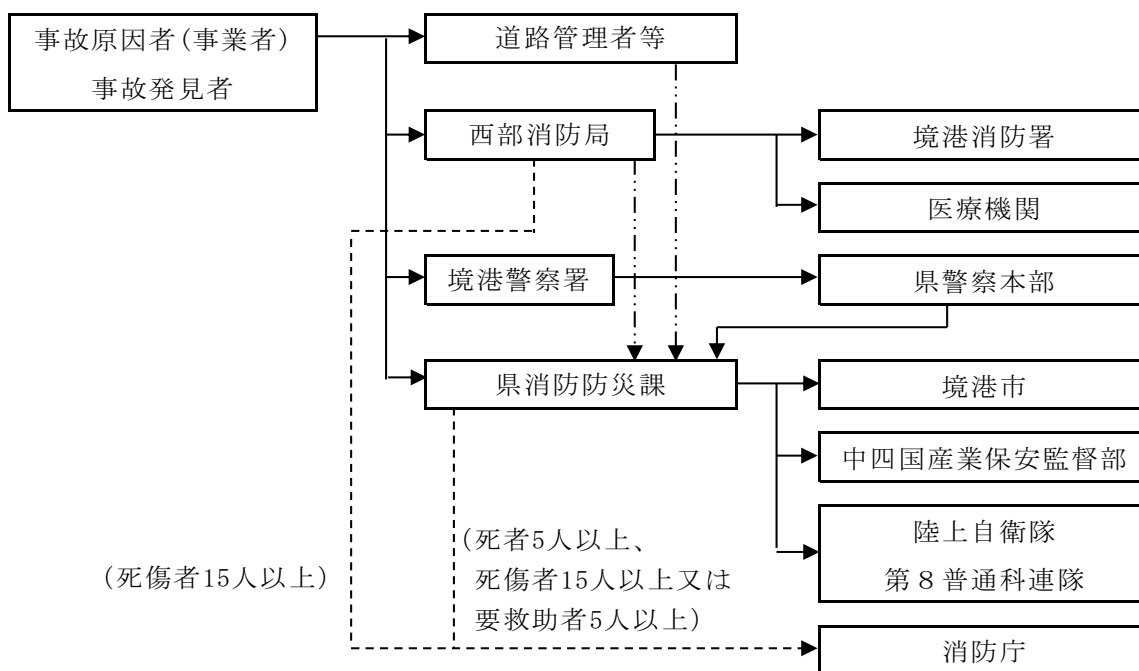
2 災害応急措置

第3節2の措置に準じて実施する。

第5節 火薬類事故災害対策

1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

被害情報の系統は次のとおり。



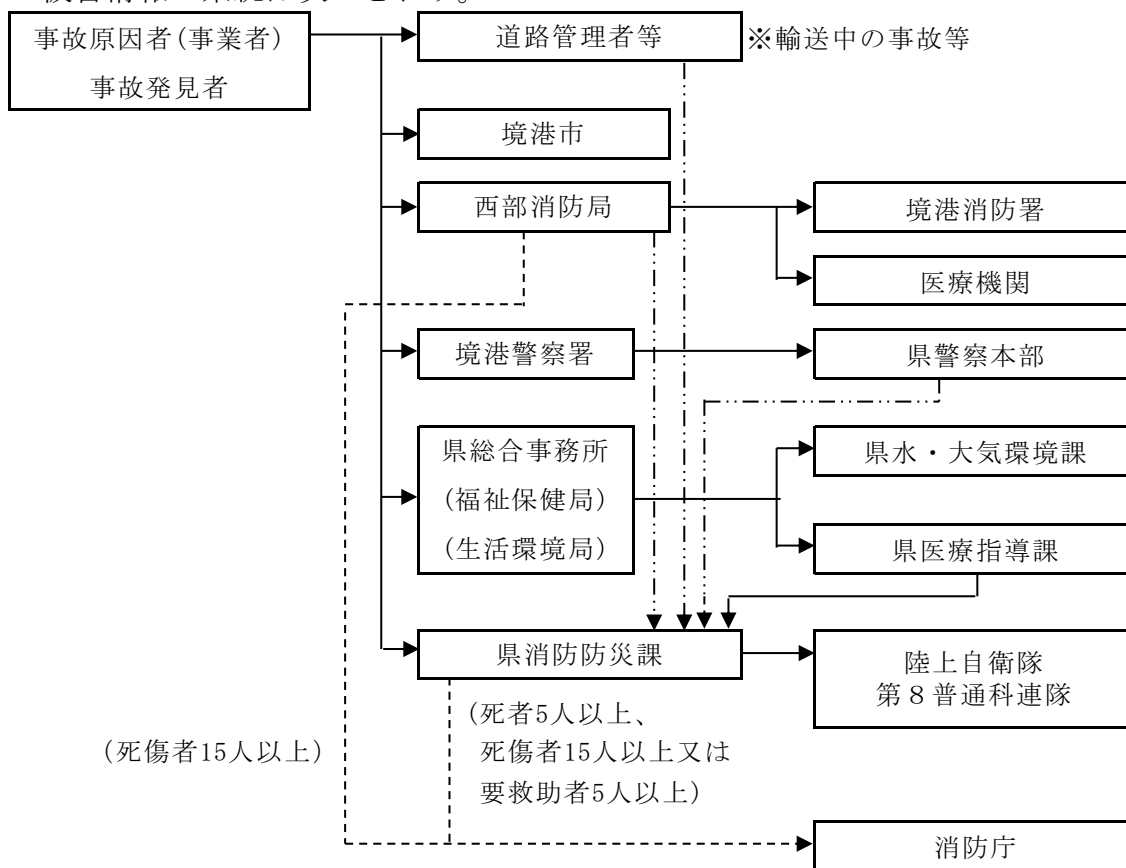
2 災害応急措置

第3節2の措置に準じて実施する。

第6節 毒物・劇物事故災害対策

1 事故急報、連絡体制及び活動体制の確立

被害情報の系統は次のとおり。



2 災害応急措置

第3節2の措置に準じるほか、以下により実施する。

- (1) 市は、中和剤等の資材が不足する場合には、その収集あつせんを行う。
- (2) 市は、毒物・劇物の漏えいの形態に応じて、水源等の周辺環境への毒物・劇物の影響について調査を行う。

第7節 その他の毒性物資による事故災害対策

硫化水素等の毒物・劇物には該当しない毒性物質が発生・漏洩し、住民の避難を要する場合、関係機関は当面次のとおり対応する。

1 各機関の役割

警 察	二次災害の防止、捜査
西部消防局	救急活動、消防活動、避難誘導、二次災害の防止
市	避難誘導、避難所の開設運営、安否確認、避難者の健康管理
県	総合調整、市の支援、資機材の確保
その他	資機材（中和剤）の確保、住民の協力

2 実施要領

情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に提供する情報について事前に検討し共有 ・現地で共有する情報のうち保全するべきものに関する認識の共有
避難者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民の避難誘導 ・状況に応じて避難所の開設と運営 ・将来予測と情報の提供（安心感の付与） ・健康管理
現地調整	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調整所の設置と運営（基本的に市） ・警察、消防、自治体職員の派遣 ・情報の共有と活動調整
現場活動	<ul style="list-style-type: none"> ・立入禁止区域の設定 ・二次災害の防止 ・活動者の安全の確保・確認 ・物質への対処に当たり専門家の情報を共有
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調整所を設置した場合のスポークスマンの設置 ・情報の一元的かつ積極的な提供

第8節 その他住民等の安全の確保に係る応急対策

1 避難誘導

周辺地域へ被害が拡大するおそれがある場合は、地域住民に対する避難誘導や立入禁止区域の設定等を的確に行う。

2 交通規制及び立入禁止区域の設定

- (1) 道路管理者又は公安委員会は、災害対策上必要があると認めるときは、災害現場の通行を禁止又は制限する。

- (2) 道路の通行を禁止又は制限したときは、その内容を交通関係者及び地域住民に広報し協力を求める。

3 広報活動

(1) 広報

市、県、県警察本部、関係機関は、被害状況、防災関係機関の対応状況に係る情報を適宜報道機関やホームページ等を通じて広報する。

(2) 広報項目

- ア 市、県、関係機関の措置状況
- イ 保管物質の種類・周辺への危険性
- ウ 応急対策の実施状況（出動人員、作業工程及び日程等）
- エ 環境影響等に関し調査した実施結果
- オ その他必要と認められる事項

第7章 不発弾等処理対策

第1節 目的

この計画は、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合において、応急的に実施する措置についてあらかじめ定め、地域に与える被害の拡大を防ぐことを目的とする。

第2節 不発弾等処理の実施について

この計画は、自衛隊法、関係4省庁通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」（昭和33年7月4日付防衛省発防一第32号、警察庁乙保発第12号、自乙行発第5号、昭33年軽第1443号）、総理府総務副長官通知「不発弾等処理交付金交付要綱等について」（総管第524号の2、昭和48年10月30日）、内閣総理大臣官房管理室「不発弾等処理交付金に関する手引き」（昭和57年12月）等に基づき実施する。

1 処理主体

不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処する。

ただし、不発弾等が自衛隊施設内で発見され、周辺住民の避難が必要な場合における当該不発弾の処理については、処理主体は第一次的には当該施設の管理者となり、地方自治体、陸上自衛隊等の関係機関が第二次的な処理主体となる。

(1) 地方自治体

地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。

(2) 県警察

陸上自衛隊に処理を要請するとともに、警察法に基づき個人の生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有する。

(3) 陸上自衛隊

自衛隊法附則第4項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

2 不発弾の処理に伴う関係機関の作業分担

作業区分		担当	経費負担
工作物の移転復元の折衝及び設計等		市（ただし、不発弾等が自衛隊施設内で発見された場合は、当該施設の管理者）	
発掘工事（業者委託又は直営施行）			
住民の安全に関する事項	住民避難	市	市
	避難区域内の警戒	市、警察署	市、警察署
	交通規制	警察署、道路管理者	警察署、道路管理者
技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分（信管除去、運搬及び処分）		陸上自衛隊	陸上自衛隊

第3節 処理のための事前準備

1 関係機関との事前調整

不発弾等の処理の実施にあたっては、自衛隊、県、警察署、消防署等の関係機関による事前対策会議を開催し、次の事項について調整する。

- (1) 不発弾等処理日時
- (2) 避難半径
- (3) 避難場所
- (4) 避難世帯及び避難人員
- (5) 避難開始時刻及び完了時刻
- (6) 交通規制時間
- (7) 現地対策本部設置場所
- (8) 救急活動
- (9) 広報活動

2 処理計画の作成等

関係各課及び関係機関は、事務分掌に応じて次の事項について処理計画を作成する。

- (1) 工事計画
- (2) 処理に伴う建造物の移転計画
- (3) 交通規制計画
- (4) 広報計画
- (5) 警備計画
- (6) 警戒区域設定と避難計画
- (7) 救急・救護計画
- (8) 処理日までの保安計画
- (9) その他必要な各機関別の行動計画

3 自衛隊との協定締結

不発弾の処理に係る業務について事前に確認するため、概ね次の内容に基づく協定を市と自衛隊との間で締結する。

- (1) 市が講ずる措置（住民の安全対策等）
- (2) 自衛隊の処理部隊が講ずる措置（信管除去及び運搬等）
- (3) 不発弾等の処理日の決定要領
- (4) その他処理に際して必要な事項

4 交付金の申請

市は、「不発弾等処理交付金交付要綱」に基づき、県を通じて総務省に交付申請を行う。交付金の交付対象経費は次のとおり。

- (1) 不発弾等探査費
- (2) 工事費及び附帯工事費
- (3) 測量及び試験費
- (4) 用地損料及び補修費
- (5) 工事雑費

第4節 処理体制

1 市災害対策本部の設置及び廃止

- (1) 不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。
- (2) 災害対策本部は処理当日に設置する。なお、現地において対策が必要な場合には、現地対策本部を設置する。災害対策本部及び現地対策本部は、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- (3) 災害対策本部の組織及び主な事務分掌については、境港市災害対策本部組織編成図及び所掌事務表に沿って対応するものとし、災害の特殊性により当体制により難いと認めた場合は、本部長は臨機応変に配備体制を変更・強化する。

2 警戒区域の設定

市長は、不発弾処理に伴い住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

3 避難等の実施

市長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

- (1) 避難誘導班の配置
- (2) 住民等に対する避難広報の実施
- (3) 避難所の開設と運営

4 情報の受伝達

市長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する機関・場所へ情報を伝達する。

- (1) 不発弾の信管処理の進行状況
- (2) 避難所における避難者の状況
- (3) 交通機関停止及び道路交通規制等の状況
- (4) その他の必要な情報

5 報道対応等

市長は、報道機関に対し、随時状況を説明する。

境港市地域防災計画

(平成30年度修正)

編 集 境港市防災会議
事務局 境港市総務部自治防災課
〒684-8501 境港市上道町 3000 番地
電 話 (0859)47-1071
F A X (0859)46-0299
E-mail jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp
発 行 平成31年3月28日